

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センター
建築・建築設備総合管理業務委託
(長期継続)

仕 様 書

委託期間	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 11年 3月 31日
------	-----------------------------------

建築・建築設備総合管理業務委託仕様書

第1. 総則

1. 概要

本業務は、大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターの建築物及び建築設備を適切に管理し、施設の健全な状態を維持するため、施設の日常点検、運転監視及び保安業務を行うものである。

2. 目的

本委託は、大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターの建築設備、電気機械設備を健全に維持管理することで利用者の安全を図り、有料施設等の高質な市民サービスの提供に寄与することを目的とし、建築設備、電気機械設備に係わる総合管理業務を受注者に委託し、受注者はこれを受注し誠実に履行する。

機器運転にあたっては、建物及び附属設備の財産保全に努めるとともに、省エネルギー・効率化を図る。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の規定に基づき、快適な環境で過ごせるよう機器の運転・監視・保全を行い、円滑な管理運営を維持することを目的とする。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

4. 履行場所

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センター
(大阪市東住吉区長居公園1-23)

5. 業務仕様

保全業務の実施にあたっては、業務委託仕様書、国土交通省大臣官房官庁營繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）、各個別業務の特記仕様書及び設備機器等一覧（参考）（以下「機器表」という。）を適用する。

6. 業務の内容

本業務は、下記7～9を対象とし、建築・電気設備・機械設備の点検・保守・運転・監視・空気環境等の保全に関する業務（以下「保全業務」という。）を行う。

7. 施設概要

建物名称	構造	階数	延べ面積[m ²]	備考
本館	SRC造・S造	地上3階・地下1階	7,066.01	
新館	SRC造	地上2階・地下1階	5,000.00	花と緑3,150m ²

8. 保全業務の対象設備等

- (1) 設備機器等一覧（各設備特記仕様書参考）による。
- (2) 平面図（参考）による。

9. 対象業務

- (1) 電気・空調・給排水衛生設備等の電気機械設備に係わる運転監視保守業務

- (2) 同設備の定期点検・測定・整備業務
- (3) 空調設備の異常に係わる24時間遠方監視業務
- (4) 電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安業務（電気主任技術者業務）
- (5) 建築物及び建築設備の日常点検および建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく業務（建築物環境衛生管理技術者業務）
- (6) 建築基準法第12条による定期調査・定期検査業務
建築設備、防火設備（昇降機除く）
※建築物の敷地及び構造は令和10年度実施（3年に1回）

10. 現場の管理

- (1) 業務着手前に、発注者と業務方法、業務時間及び安全対策等について、事前に現場調査及び打合わせをして、業務履行に差し支えないようする。なお、併設施設のある場合は、その施設の管理者とも、十分打合わせを行う。前受注者との引継業務は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、担当者その他現場出入りする者の監督、風紀、衛生等の取締り、火災、爆発、盗難、その他の事故防止等に努める。
- (3) 受注者は、作業現場の内外を問わず、人命財産等に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに必要な安全対策を講じ、適正に管理する。
- (4) 業務上受注者の責任により生じた損害の補償は、受注者の責任において処理をする。

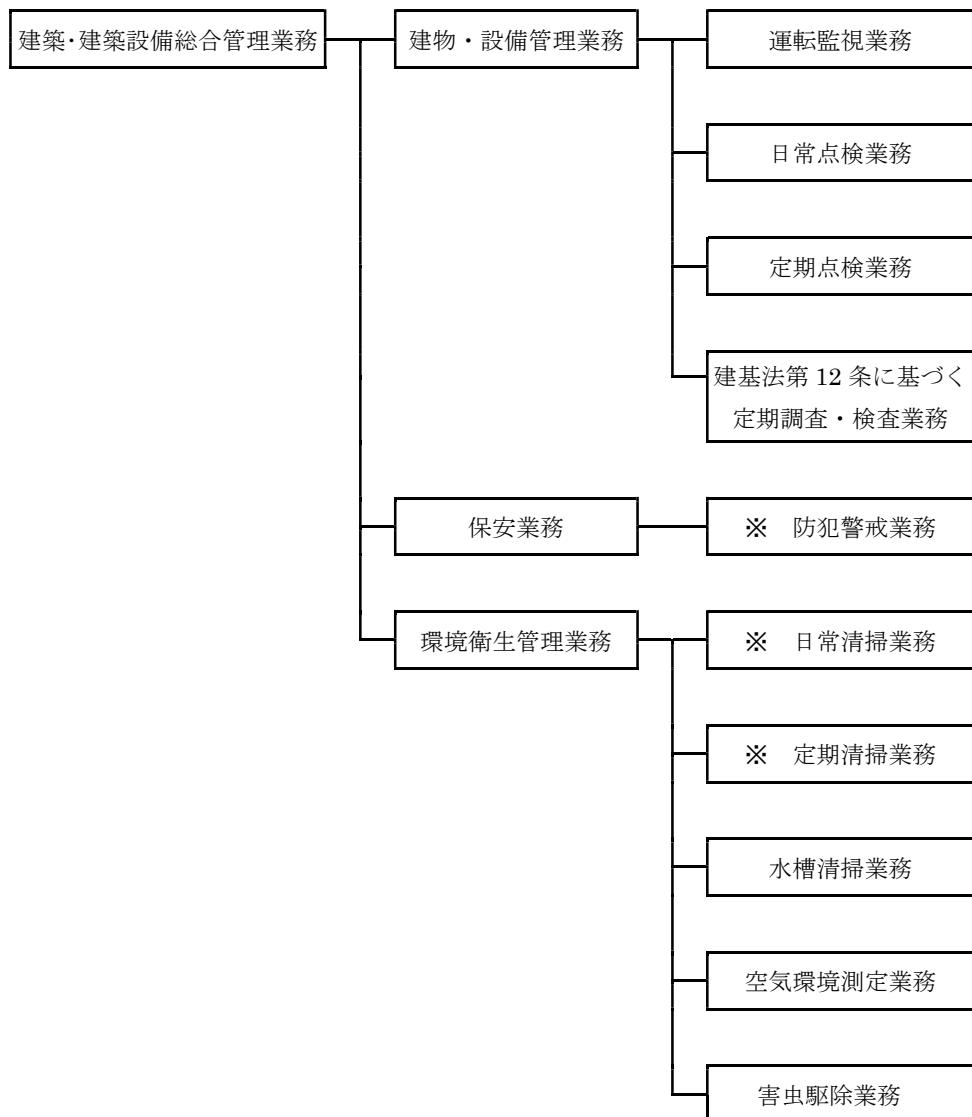
11. 業務一般事項

- (1) 業務の履行
受注者は、本業務の履行にあたって別紙に関連する関係法に従い、各業務の仕様書に基づき実施し、発注者の指示に従うこと。
- (2) 提出書類
受注者は契約締結後、速やかに下記の書類を提出する。
 - ① 着手届（受注者の指定用紙）
 - ② 業務計画書、作業計画書
 - ③ 業務管理責任者届及経歴書、設備管理要員名簿
(変更時も同様とする)
 - ④ 貸与・支給品の管理台帳
 - ⑤ その他発注者の指示するもの

12. その他

- (1) 大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターに配置されている他の技術担当者と協力し、業務を円滑に遂行すること。
- (2) 業務担当者は、来館者に接する場合には親切に対応し、不快な印象を与えるような言動をしないよう注意する。
- (3) 業務実施にあたって知り得た委託者の機密を、他に漏洩してはならない。
- (4) 受注者は、従事者がそれぞれの人権研修について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施する。

- ・対象業務：本仕様書の業務は、下記のとおりとする。



注記：

1. ※印の防犯警戒業務及び定期・日常清掃業務はこの仕様書には含まれないものとする。
2. 定期点検業務の内エレベーター保守点検については、自然史博物館にて別途発注をするので、点検整備の立会業務及び点検日の調整を行うこと。

総合ビルメンテナンスに必要な取扱資格等 別紙

資格名称	規定法令	対象業務	備 考
電気主任技術者	電気事業法 第 42 条 第 43 条	自家用電気工 作物の工事, 維持及び運用 に関する保安 の監督	受変電設備や自家発電設備があるときは、一般に電気主任技術者を選任する必要がある。ただし、契約電力が 1,000 キロワット未満のときは、この業務を保安協会等に委託することによって選任しないことができる。
ボイラ技士又は ボイラ取扱技能 講習修了者	労働安全衛生法 第 14 条 同施行令 第 6 条 同施行規則 第 16 条 （ 国家公務員法の 適用を受ける場 合人事院規則 10-4 ） 第 30 条	ボイラの取扱 い	小型ボイラ（施行令第一条の四）以外のボイラはすべて、その取扱いに資格が必要である。必要な資格の種類は、ボイラの型式や容量によって異なる。
危険物取扱者	消防法 第 13 条	石油など、危 険物の取扱い	地下貯油槽の容量が指定数量（重油 2,000 リッター、灯油 500 リッター）を超える場合や、ボイラの 1 日の燃料使用量が上記指定数量を越える場合には、その取扱いに資格が必要である。
冷凍機械責任者	高圧ガス保安法 第 27 条の 4 冷凍保安規則 第 21 条, 第 22 条	冷凍機の取扱 い	冷凍機の種類や能力によっては、その取扱いに資格が必要な場合がある。
技術管理者 (浄化槽)	浄化槽法 第 10 条 2 項	浄化槽の保守 点検及び清掃 に関する技術 上の業務	し尿浄化槽の処理対象人員が 500 人を超える場合は、技術管理者を置くことが必要とされている。
消防設備士又は 消防設備点検資 格者	消防法第 17 条 消防庁告示 昭和 50 年 第 3 号	消防設備等の 点検	消防設備等の点検には消防設備士、消防設備点検資格者などの資格が必要である。
建築物環境衛生 管理技術者	建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律 第 6 条 (ビル管理法) 同施行規則 第 5 条	維持官営が環 境衛生上適性 に行われるこ との監督	施工令第一条に定める特定建築物 (3000 m ² 以上の事務所など) においては、その維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるために資格者を選任する必要がある。

第2. 一般事項

1. 業務関係提出書類・図書

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を提出すること。

- (1) 緊急対応体制図
- (2) 防災マニュアル
- (3) 業務管理責任者選任通知書及び経歴書、業務実施者名簿
- (4) その他、発注者の指示するもの

2. 業務計画書

(1) 個別業務ごとに業務計画書を作成し、業務管理責任者を通じて発注者に提出すること。

(2) 業務計画書には、原則として以下の事項を記載した書類を添付する。

- ① 作業概要
- ② 安全管理体制
- ③ 組織表・連絡体制フロー図
- ④ 業務実施方法
- ⑤ 工程表
- ⑥ その他、発注者の指示するもの

3. 作業届

業務管理責任者は、業務計画書に基づき、作業員名・入構車両番号等を記載した作業届を作成し、作業日の前日17時までに施設管理担当者に提出する。

4. 貸与資料

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。業務期間中は、施設内容の変更に伴い必要な資料の追加修正を行うこと。なお、契約終了後は速やかに返却すること。

(1) 諸官庁提出書類控え

自家用電気工作物保安規程、その他（建築基準法関係書類、消防用設備等設置届等）

(2) 設備機器台帳、設備履歴（修理、改修等の記録簿）

(3) 点検・検査記録簿関係（受変電設備自主検査記録、空気環境測定記録等）

(4) 図面類（竣工図）

(5) その他

設備の取扱説明書など

第3. 業務現場管理

1. 業務実施者は、個別業務ごとに、現場における業務を行う者の中から業務を総合的に把握し調整を行う者として実施責任者を、また施設を点検・保守、運転・監視するに必要となる資格を有する者（以下「業務責任者等」という。）を定め、業務責任者を通じて施設管理担当者に届け出る。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2. 電気工作物の保安業務

「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務（電気主任技術者業務）。

3. 環境衛生管理体制

建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する業務を

行い、衛生的環境の確保に努める。（建築物環境衛生管理技術者業務）

4. 業務の安全衛生管理

- (1) 保全業務の実施にあたっては、安全を確保し事故の防止に注意すること。
また、作業者の体調管理に努め、労働安全衛生法に基づき、確実に安全作業が実施できる体制を確保すること。
- (2) 業務の実施においては、既存施設に損傷・汚損を与えないようシート等による養生を行い実施する。万一、既存施設に損傷・汚損を与えた場合は、施設管理担当者に報告し、業務実施者の責任において、速やかに復旧・修理を実施すること。
- (3) 停電、断水その他自然的、人為的な事象による事故が発生した場合又は発生する恐れのある場合は、速やかに施設管理担当者に連絡して協議し、的確な措置を行うこと。
- (4) 各設備の保安及び火元確認、安全管理並びに整理整頓及び清掃を責任をもって行うこと。
- (5) 各階設備室内は、整理・整頓及び清掃を行い、良好な状態を維持すること。

5. 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

6. 喫煙場所

館内及び敷地内での喫煙は禁止する。

7. 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4. 業務の実施

1. 業務関係者

- (1) 業務関係者はその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を支障なく実施できる体制を確保するとともに、接触・転落及び連絡不良等のリスクが発生しないよう安全が確保できる体制を組むこと。

2. 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合は、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

3. 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

4. 行事等への立会い

防災訓練等、業務実施施設において開催される行事等には原則立会いするものとし、その他、施設管理担当者との協議による。

5. 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

6. 業務の報告

実施責任者は、点検等の作業が終了した時は、作業等の結果を記載した業務報

告書を作成し、業務責任者を通じて施設管理担当者に提出する。

点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。

7. 官公署への届出等

- (1) 官公署への諸届、申請書、報告書を作成し、業務責任者を通じて施設管理担当者に提出する。
- (2) 業務を実施するうえで必要な諸届けは、保全業務に支障ないよう遅滞なく関係機関に提出すること。
- (3) 建築基準法第12条に基づく定期報告書は受注者により作成のうえ関係機関に提出するものとする。提出に伴う手数料は本委託業務契約に含むものとする。

第5. 業務に伴う廃棄物の処理等

1. 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として業務実施者の負担とする。

2. 産業廃棄物等

- (1) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。
- (2) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理する。

第6. 業務の検査

1. 業務の検査

- (1) 業務実施者は、次の書類を用意し、施設管理検査職員が行う業務の検査を受けるものとする。

① 契約図書

② 業務計画書、業務報告書

第7. 作業用仮設物等

1. 作業用足場等

足場、仮囲い等は、「労働安全衛生法」、「建築基準法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」（平成5年1月12日建設省経建発第1号）、その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2. 危険物等の取扱い

業務で使用する燃料、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第8. 業務の管理・資料の作成等

1. 管理業務

(1) 計画立案業務

業務を実施するため、次の計画書を必要時に作成し提出する。

① 運転監視及び保安業務計画書

② 定期点検整備計画書

③ 修繕計画書

(2) 各種提案業務

業務の実施・結果分析・評価をもとに、必要に応じて各種提案資料を作成する。

- ① 修繕・改修提案業務
- ② 改良・改善・更新提案
- ③ 費用の適正化・節減提案

(3) 報告・連絡・調整業務

本業務の実施にあたり、以下の報告、連絡、調整等の業務を行う。

- ① 運転または巡視点検等により発見した不良個所・要修理箇所の報告及び報告書の提出並びに改善提案（故障報告書は指定様式による）
- ② 関係官公庁等への諸手続き届出業務の代行
- ③ 事故の発生時及び非常時における緊急連絡と応急対応
- ④ 当館の保全業務、改修工事等に係わる会議・打合せに参加する。

(4) 記録の分析業務

電力・都市ガス・上下水・油等燃料の使用量を記録するとともに、運転状況・日常点検等に関する記録について分析・検討を行い、その結果を報告する。

2. 保全業務関係資料の作成・保管等

- (1) 備え付けの設備機器等台帳を保管し、工事等により、機器の更新又は変更があった場合は、仕様、履歴等を記載するものとする。
- (2) 設備機器用部品、工具、予備品等の出納、保管及び台帳の作成を行う。
- (3) 関係図面、図書類の整理、保管を行う。
- (4) 保全業務に関する法令、規程等に関する書類の整備を行う。

3. 関係機関との立会い・調整等

- (1) 外部機関の行う検査及び定期点検、別途発注の修理、取替または改修工事には基本的に立会い、状況を確認するとともに、必要な設備の運用及び確認を行う。
- (2) 保全業務を実施するうえで必要な場合は、総務課・学芸課へ連絡と調整を行う。
- (3) 設備機器等の点検及び保守が別に契約された場合は、必要に応じて、随時立会いを行う。

4. 緊急時等の対応

故障・緊急時（大規模災害を含む）には、実施者を出勤させ、迅速な対応を行うものとする。

5. 留意事項

- (1) 保全業務に必要な人員を確保するとともに、故障時等にも迅速に対応出来る必要な人員を配置し、業務関係者を保全業務に専念させなければならない。
- (2) 各設備機器等が安全な運用を確保するための修理並びに工事等を必要と認めた時は、速やかに意見を付して、施設管理担当者に報告する。
- (3) 業務を実施している上で、不具合等が確認された場合は、業務責任者を通じて、速やかに施設管理担当者に報告する。

第9. 軽微な修繕、保守

1. 設備機器等の不良個所の修繕

日常点検、巡視により発見した設備等の軽微な調整・取替・修繕は、施設管理担当者の指示により実施するものとする。（材料等は別途支給する）

- (例) • 蛍光灯安定器の取替
- 非常照明器具バッテリーの取替
- 衛生器具等のパッキン、付属品の取替

・漏水・漏電箇所等の調査

2. 定期点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。（材料等は別途支給する）
 - (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④ 精製水
 - (5) 接触部分、回転部分等への注油
 - (6) 軽微な損傷がある部分の補修
 - (7) 塗装（タッチペイント）

第10. 連絡先・担当

大阪市立自然史博物館 総務課

大阪市東住吉区長居公園1-23 電話：06-6697-6221 FAX：06-6697-6225

業務委託標準仕様書

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターの業務委託に適用するものとする。
- (2) 業務委託の細目に関する特記仕様書及び図面に記載されている事項と本仕様書とに相違がある場合は、すべて特記仕様書及び図面によるものとする。
- (3) 仕様書の内容は業務委託の大略を示すものであるから、これらに明記していない事柄でも、業務委託の目標達成のため当然必要と認められるものは、実施するものとする。

2. 当館担当者

- (1) 本仕様書において施設管理担当者とは、業務委託の監督を担当する大阪市立自然史博物館の職員をいうものとする。

3. 疑義

- (1) 契約後、仕様書に疑義が生じたときは、書面により大阪市立自然史博物館に照会し、確認を得た後、業務委託を実施するものとする。
- (2) 業務委託において、仕様書、図面等の相互間で相違のある場合の優先順位は、次の通りとするものとする。
 - ア 現場説明事項又は机上説明事項
 - イ 特記事項（特記仕様書）
 - ウ 図面
 - エ 仕様書
 - オ 建築保全業務共通仕様書（最新版）

4. 軽微な変更

- (1) 業務委託にあたって、軽微な事項については、業務達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、当館担当者の指示又は確認を得た後行うことができるものとする。なお、この場合においては、業務委託料は増減しない。

5. 委託価格内訳明細書及び工程表

- (1) 受注者は、落札後すみやかに仕様書に基づく委託価格内訳明細書及び工程表を作成し、当館担当者の確認を受けるものとする。

6. 現場代理人及び技術者

- (1) 受注者は、業務委託の着手に先立ち、現場代理人並びに現場における技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、当該者の経歴書を当館担当者に提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねができるものとする。
- (3) 現場代理人は、業務委託契約に関する一切の内容を掌握し、当館担当者と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 現場代理人は、業務着手届と同時に工程表を提出し、作業時間等の綿密な工程については当館担当者の確認を得た後、着手するものとする。
- (5) 技術者は、技術優秀、信用、経験ある者をもってこれに当てるものとする。

7. 他工事との取合い

- (1) 業務委託に際し、別途契約にかかる他の工事との取合いとなる場合は、双方の現場代理人において協議のうえ、作業進捗に支障のないよう相互協力するものとする。

8. 現場管理

- (1) 委託現場の管理は、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、消防法、大阪市火災予防条例その他関係法令に従い行うものとする。
- (2) 作業者その他出入者の監督、風紀、衛生の取締り、火災盗難その他の事故防止及び整理整頓について十分注意するものとする。なお、休憩等についてはその場所を指定し、事後始末を確認するものとする。ただし、館内及び敷地内は、禁煙とするものとする。
- (3) 業務委託現場の内外を問わず人命財産などに危害を及ぼさないよう細心の注意を払うものとし、危険表示、危険防止等の施策を設けるものとする。
- (4) 風水害等の予想される場合は、必要な防護手段を講ずるものとする。
- (5) 業務委託の実施に起因する騒音、振動、粉じん等で近隣に迷惑をかけないよう、実施方法及び実施時間等について十分注意するものとする。
- (6) 作業中、既成部分について、損傷、塵埃侵入、雨害等の虞れのある部分は、適時、適材で養生するものとする。
- (7) 業務委託実施の際、建物、器物その他を損傷又は汚損しないよう十分注意する。もし損傷又は汚損した場合は、当館担当者の指示により速やかに原状に復するものとする。
- (8) 作業中における作業不完全又は盗難等によって発生した損害は、その事情の如何に問わらず、受注者の責任とするものとする。
- (9) 受注者詰所、工作小部屋及び材料置場等必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について当館担当者の確認を受けるものとする。
- (10) 発生材は指定の場所に整理し、施設管理担当者の指示によるものとする。
- (11) 作業中に発生する塵芥、不要土砂等は、隨時場外に搬出のうえ、関係法令、通達等を厳守し、定められた処理施設へ運搬処分するものとする。
- (12) 作業終了に際しては、仮設物の撤去、後片付け、危険箇所の仕舞及び清掃等を行い、当日並びに翌日の営業に支障が無い様にするものとする。
- (13) 来館者に支障が生じる業務は、当館担当者の指示により、開館前及び閉館後に業務を行うものとする。
- (14) 館内及び館外作業においては、来館者の安全を十分に考慮するものとする。また、当館の営業並びに来館者に支障の生じないようにするものとする。

9. 作業日誌の作成

- (1) 現場代理人は、作業内容、作業時間及び作業人数等を掌握し、日誌を作成のうえ、当館担当者に提出するものとする。

10. 完了検査及び試験

- (1) 完了検査には、現場代理人並びに主任技術代行者は必ず立会し、もし手直しがあるときは指定の期日までに完了するものとする。

11. 写真

- (1) 完了後において明視することができない部分その他必要と認められる部分については、実施の状況を確認できるよう写真撮影を行う。ただし、当館担当者の指定するものに限るものとする。写真は1部とし、撮影場所、日時、業務委託名等を明記のうえ、当館担当者に提出するものとする。

12. 報告

- (1) 業務委託にかかる報告書を業務完了後速やかに提出するものとし、部数は、当館担当者の指定する部数とする。

- (2) 施設管理による故障、異常個所等を発見した場合は、速やかに一次対応を行い、施設管理担当者が指定する報告書様式で報告すること。
- (3) 各種報告資料の提出で施設管理担当者の指示するものは、インターネット環境によるメールの電子データで提出すること。

13. 再委託

- (1) 専門業者等による点検作業等が必要な作業については、再委託承諾願いを提出し、大阪市立自然史博物館の承認を得るものとする。

14. 連絡体制表

- (1) 通常時、緊急時、並びに年末年始・お盆休み等における連絡体制表を作成し提出するものとする。なお、連絡体制表は、受注業務設備の故障等の緊急対応が可能な部署、担当者まで連絡できるものとする。

15. 発注者

- (1) 発注者は、大阪市立自然史博物館施設管理担当者とする。
- (2) 発注者は、他の条項に定めるもののほか、仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者に対し委託業務の履行についての指示・承諾又は協議、及び業務の進捗の確認をするものとする。

16. 業務責任者

- (1) 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を当館に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 受注者又は業務責任者は、発注者の監督又は指示に従い、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務責任者は、現場代理人、主任技術代行者を兼ねることができるものとする。

17. 関係法令等の手続き

- (1) 業務に関連して必要な官公庁等への諸手続きは速やかに受注者が行う。
- (2) 業務の実施に当たり、特許及び実用新案その他関係法令に触れるものは、全て受注者の責任において処理する。

18. 業務責任者等に対する異議

- (1) 発注者は、業務責任者等受注者の使用人について業務の施行につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその事由を明示してその変更を求めることができるものとする。

19. 委託業務の習得及び引き継ぎ

- (1) 受注者は、履行開始日から円滑に業務が行えるよう、業務関係者の業務習得及び前受注者からの業務引き継ぎの期間を設けること。
- (2) 受注者が、受注業務契約を終了する場合（契約書の規定に基づき契約が解除された場合も含む）は、新たに受注する者に遺漏のないよう確実かつ円滑に業務を引き継がなければならない。
- (3) 業務引き継ぎにおける確認事項及び新たな受注者への引き継ぎ項目
 - ア 業務内容の確認
 - イ データの管理状況の確認
 - ウ 対象施設に固有な引き継ぎ事項（運転・管理方法等）の確認等
- (4) 上記（1）（2）（3）に要する費用はすべて受注者の負担とする。

20. その他

- (1) ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、紫外線発生機器等入館者、展示品等に影響を及ぼす恐れのある薬品、機器並びに含有材料等を使用若しくは、持ち込む場合は当館担当者に承認を得るものとする。なお、当館では、低ホルムアルデヒド等の材料及び工法で行うことを原則とするものとする。
- (2) 有機リン化合物を含む薬品・薬剤を使用する場合は、当館担当者に承認を得るものとする。なお、当館においては、有機リン化合物を含まない薬品・薬剤を使用することを原則とするものとする。
- (3) 業務担当者は、来館者に接する場合には親切に対応し、不快な印象を与えるような言動をしないように注意するものとする。
- (4) 業務においては、常に来館者の安全と快適な鑑賞に留意し、図るものとする。
- (5) 業務実施にあたって知り得た個人情報及び当館の機密を他に漏洩しないものとする。
- (6) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

設備機器運転監視保守業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 概要

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターの電気機械建築設備を良好な状態に保ち、施設の環境を良好な状態に維持するため、運転監視及び保安業務を行うもの。

2. 場所

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センター

3. 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されてない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新版）（以下「共通仕様書」という）による。
- (2) 電気工作物の保安業務に係る「保安規程」は当機構の規程に基づく。

4. 対象業務

本仕様書の運転・監視及び日常点検・保守業務の対象は、次のとおりとする。

- (1) 建築及び建築設備 別紙 対象設備一覧による。
- (2) 電気設備 別紙 対象設備一覧による。
- (3) 機械設備 別紙 対象設備一覧による。
- (4) 監視制御設備 別紙 対象設備一覧による。
- (5) 防災設備 別紙 対象設備一覧による。

II. 共通仕様

1. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに業務を担当する大阪市立自然史博物館の職員（以下「監督職員」という）の承諾を得ること。

- (1) 業務計画書（業務の実施前まで）
- (2) 作業計画書（業務の実施前まで）
- (3) 緊急対応体制図（業務の実施前まで）
- (4) 防災マニュアル（業務の実施前まで）

2. 貸与資料

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。なお、契約終了後速やかに返却する。

- (1) 諸官庁提出書類控え
- (2) 設備関連
設備機器台帳等

(3) 点検・検査記録簿関係

(4) 図面類

竣工図等

3. 現場代理人及び主任技術者

業務の実施に先立ち現場代理人及び主任技術者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、現場代理人及び主任技術者に変更があった場合も同様とする。

① 氏名

4. 業務条件

(1) 運転・監視及び日常点検・保守業務の勤務を要する日時

全日 (12月29日～1月3日は会社又は自宅待機)

____8時____30分～____17時____30分

(2) 人員

① 全日 2名

② 要勤務者の内1名を作業責任者とし、もう1名を作業補助者とするが、作業補助者の必要勤務日数の内、190日は建設局側での対応とする。

5. 業務担当者

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって監督職員に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

① 氏名

② 資格書（写）

(2) 業務担当者は、業務を遂行する上で必要となる次の資格等を有しており、業務代行が出来る知識、技能、経験を有する者を配置するとともに、加えて、電気主任技術者および建築物環境衛生管理技術者は受託者で選任すること。

① 第1種電気工事士（又は1級電気工事施工管理技士）

② 業務責任者は、博物館若しくは美術館での実務経験 5年以上

(3) 電気主任技術者の選任

① 電気主任技術者は受託者の従業員であり、対象事業所に常勤勤務する者を電気主任技術者として選任する。

② 設置者は、対象事業所の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。

③ 対象事業所の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従う。

④ 電気主任技術者として選任する者は、対象事業所の自家用電気工作

物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(4) 運転・監視の範囲は、次による。

ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、別紙対象設備一覧による。

- ① 設備機器の起動・停止の操作
- ② 設備運転状況の監視又は計測・記録
- ③ 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整
- ④ エネルギー使用の適正化
- ⑤ 季節運転切換え、本予備機運転切換え
- ⑥ 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- ⑦ その他特記で定めた事項

(5) 点検範囲は電気室・機械室等の主要設備機器の設置場所に対し1日1回以上巡視し、機器等の異常の有無を点検する。

なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合は監督職員に報告する。

6. 代替要員

代替要員を用いる場合は、「5.」による。

7. 業務の報告

業務関係者は、作業終了後速やかに次の書類を提出する。

- (1) 運転記録簿
- (2) 計測記録簿
- (3) 点検記録簿

8. 廃棄物の処理等

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用

① 発注者負担（館支給品の場合）

(2) 収集した廃棄物の集積場所は、指定場所とする。

9. 業務の検査

受託者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときには次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) その他発注者が指示する物

10. 建物内施設等の利用

居住等の利用に関しては当該業務を実施するため、次に示す居室等を利用してもよい。

- (1) 控室
- (2) ロッカー

11. 駐車場の利用

施設内の駐車場を利用する際には、監督職員に承諾を得ること。

III. 特記仕様

【運転・監視及び日常点検・保守点検】

1. 運転時間等

施設の冷暖房の運転時間（状況により変更）

- (1) 冷房 4月 1日 ~ 10月 31日
9時00分 ~ 17時00分
- (2) 暖房 11月 1日 ~ 3月 31日
9時00分 ~ 17時00分

2. 受託者の負担範囲

受託者の負担範囲は次による。

- (1) 文具等の事務消耗品
- (2) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル
- (3) 業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる経費

3. 支給材料

発注者が支給する材料等は次による。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン・Oリング類
- (4) 蓄電池用精製水

4. 各設備・機器等の特記事項

- (1) 各種機器等の運転・監視記録を実施し、監督職員に提出する。
- (2) 各種設備消耗品、水処理剤等の在庫管理を行い、在庫がなくなる前に当館の担当者に補充の依頼をすること。
- (3) 第1電気室および第2電気室受電記録・変圧器の温度監視記録を実施し、監督職員に提出する。
- (4) 展示室の展示ケースセット（照明・防犯）の配線を行う。
 - ① 常設展
 - ② 特別展
 - ③ その他必要に応じて各所スポット照明の取付け及び変更設置。
 - ④ 各種イベントにおける、マイク、スピーカー等の設置、撤去等を行う。

- (5) 蛍光灯等のランプ交換は、高所設置の場所も含むので安全に注意して作業を実施すること。
- (6) 応急措置
空調機・ポンプ・照明・自動火災報知設備等故障時には、応急処置を行い、設備の正常運転・原状復旧に努めること。応急処置に係る資材は委託者が支給する。

総合定期点検業務特記仕様書

1. 業務概要

(1) 概要

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センターに設置されている主要設備が、良好な状態を維持出来るよう定期点検を行う。

また併せて法令で定められた内容により定期点検を行うものである。

(2) 場所

大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センター

(3) 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築物保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新版）」（以下「共通仕様書」という）による。

（注記）運転監視等対象外の業務、エレベーター設備点検業務・清掃（定期、日常）業務・警備業務については本仕様書には含まない。

2. 定期点検内容

内容は下記の28項目とする。

- (1) 消防用設備点検業務
- (2) ガス吸収式冷温水機設備点検業務（川重）
- (3) ガス吸収式冷温水機設備点検業務（三洋<パナソニック>）
- (4) 空調自動制御機器保守点検業務
- (5) 空気濾過装置保守点検業務
- (6) 空調設備保守点検業務（本館）
- (7) 空調設備保守点検業務（新館）
- (8) 空冷チラー・エアコン設備保守点検業務
- (9) 電気工作物保安管理業務
- (10) 自動扉設備保守点検業務
- (11) 非常用発電設備保守点検業務
- (12) 中央監視盤装置保守点検業務
- (13) シャッター設備保守点検業務
- (14) 直流電源装置保守点検業務
- (15) 防排煙設備保守点検業務
- (16) ドライビングパネル保守点検業務
- (17) 電気時計設備保守点検業務
- (18) 真空式ヒーター保守点検業務
- (19) 空気環境測定業務
- (20) 貯水槽清掃及び水質検査業務
- (21) 煙測定業務
- (22) 害虫防除業務
- (23) 汚水槽・雑排水槽清掃業務
- (24) 電話交換機設備保守点検業務
- (25) 建築基準法第12条に基づく建築設備定期検査業務

- (26) 建築基準法第12条に基づく防火設備定期検査業務
- (27) 建築基準法第12条に基づく建築物の敷地及び構造定期調査業務
- (28) ホイスト式クレーン定期自主検査

3. 業務責任者及び業務担当者

- (1) 受託者は業務の着手に先立ち、業務責任者（以下「責任者」という）を選任し、下記の項目について書面をもって提出して、業務を担当する大阪市立自然史博物館の職員（以下「監督職員」）の承諾を得る。（変更がある場合も同様とする）なお、責任者は業務の内容に熟練した専門技術者とし、業務に関する一切の責任を負うものとする。
 - ① 氏名
- (2) 受託者は業務の着手に先立ち、業務担当者（以下「担当者」という）を選任し、下記の項目について書面をもって提出して、監督職員の承諾を得る。（変更がある場合も同様とする）なお、担当者は業務を遂行するうえで必要となる資格等を有するものを選任する。
 - ① 氏名
 - ② 資格書（写）
- (3) 責任者は下記の書類を作成して、定められた期日までに監督職員へ提出し承諾を得る。
 - ① 業務計画書（業務実施前まで）
 - ② 作業計画書（業務実施前まで）

4. 検査

業務完了に際し、責任者は必ず立会いのうえで完了検査を受ける。なお、検査において手直しを命じられた場合は、指定の期日までに完了し再検査を受ける。

5. 報告書

受託者は業務が完了したときは、定期点検結果報告書を作成し、監督職員に提出し承認を得る。

6. 定期点検業務

建物、設備等が正常な状況にあるかどうか、設備の運転・停止・測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判断して点検表に記入とともに、各設備を常に最良な状態に保つものとする。

7. 故障・クレーム対応

- (1) 故障・クレーム対応については、24時間、365日の対応とし、下記の項目を実施する。又、警備担当者（別途契約）より緊急時の出動要請があった際には、故障・災害等発生時に迅速な対応をとれるようする。
- (2) 現地アラーム等により発見された故障の修理（1次対応）を行う。
- (3) クレーム・要望等に対し、迅速な判断により対応する。

- (4) 故障・クレーム等発生時に、現場調査・初期対応・処理を行い、必要に応じて監督職員へ状況報告を行う。
- (5) 昼間における故障・クレーム等は、随時対応する。
- (6) 夜間における故障・クレーム等は、警備担当者より通報、報告等があるので、必要に応じ対応する。

8. 業務時間等

- (1) 業務は原則として、当該建物勤務者の通常就業時間内に行うものとし、やむを得ず時間外又は、休日となる場合は、監督職員へ理由を説明し承諾を得る。
- (2) 大阪市立自然史博物館・花と緑と自然の情報センター営業時間は原則下記のとおり。変更がある場合は、別途通知する。
 - ① 開館日：火曜日～日曜日
9時30分～17時00分（3月～10月）
9時30分～16時30分（11月～2月）
 - ② 閉館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始 12月28日～1月4日

9. 施設利用

- 業務を実施するため、下記の場所を利用できる。
- (1) 駐車場（ただし、事前に監督職員に承諾を得ること）

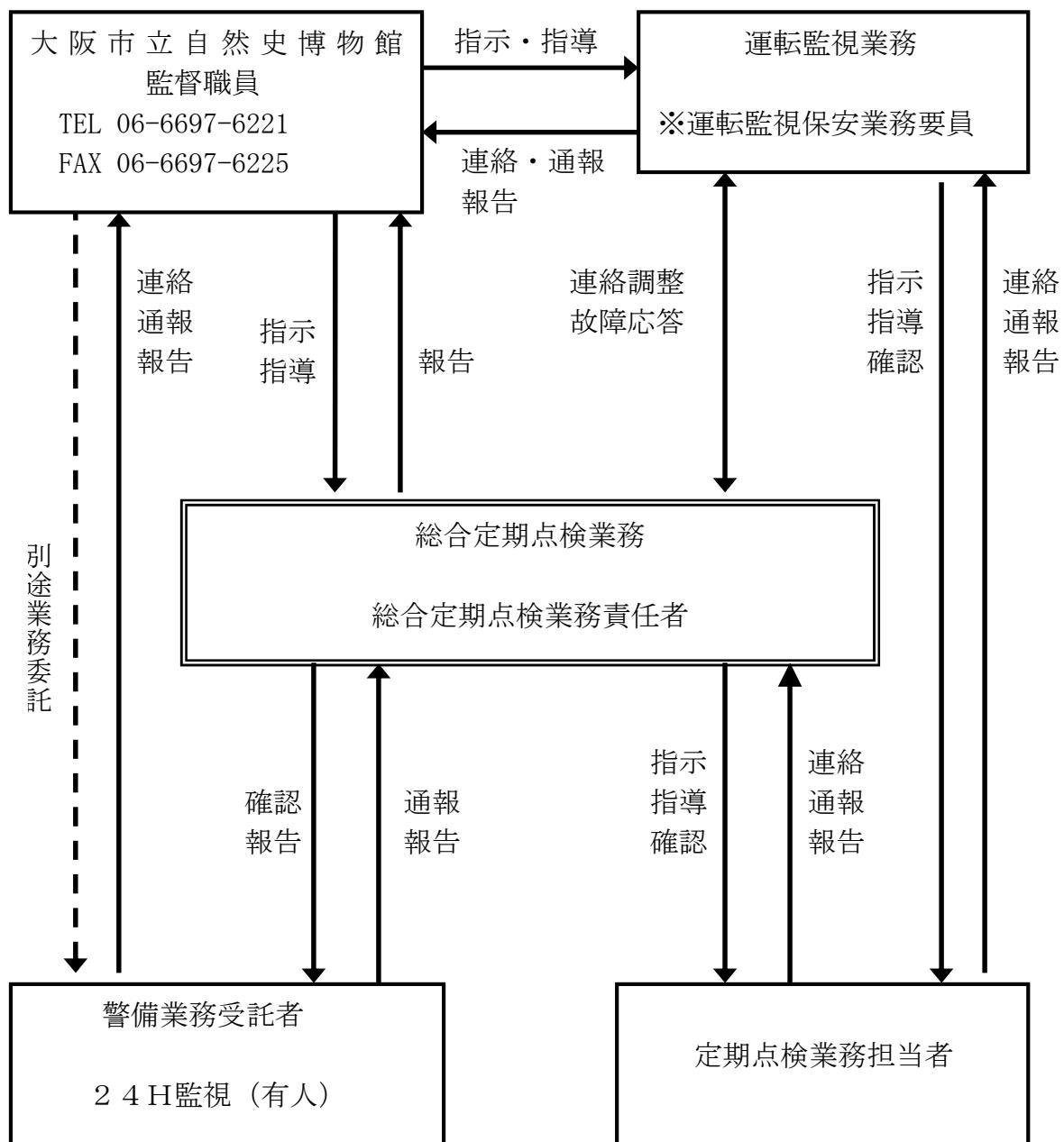
10. 業務管理

- (1) 業務着手前に監督職員と業務時間等について十分な打合せを行う。
- (2) 業務終了後は、必ず正常な機能が発揮できるよう復旧する。
- (3) 業務の実施にあたり、別途契約にかかる他工事との取合いとなる際には、双方にて協議のうえ業務の進捗に支障のないよう相互協力して行う。
- (4) 業務上、受託者の責により生じた損害の補償は、受託者の負担とする。

11. その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる従事者に対し、基本的人権について正しい認識を持ち業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。
- (2) 業務の実施に要する水・電気・ガスは委託者が支給するものとする。
- (3) 応急措置等
 - ① 部品取替え、修理、緊急修繕を行う場合は、監督職員へ報告し、承諾を得てから実施する。費用は別途清算とする。
- (4) 各種提案業務
 - 業務の実施・結果分析・評価をもとに必要により各種提案資料を作成する。
 - ① 修繕・改修提案
 - ② 改良・改善・更新提案
 - ③ 費用の適正化・節減提案
 - ④ 次年度事業用計画費用及び中長期事業計画費用提案

連絡体制表



注記：本表は基本的なものであり、本特記仕様書を完遂するための詳細表を別途作成し、提出すること。

総合定期点検 特記仕様書目次

- (1) 消防用設備点検業務
- (2) ガス吸収式冷温水機設備点検業務（川重）
- (3) ガス吸収式冷温水機設備点検業務（三洋<パナソニック>）
- (4) 空調自動制御機器保守点検業務
- (5) 空気濾過装置保守点検業務
- (6) 空調設備保守点検業務（本館）
- (7) 空調設備保守点検業務（新館）
- (8) 空冷チラー・エアコン設備保守点検業務
- (9) 電気工作物保安管理業務
- (10) 自動扉設備保守点検業務
- (11) 非常用発電設備保守点検業務
- (12) 中央監視盤装置保守点検業務
- (13) シャッター設備保守点検業務
- (14) 直流電源装置保守点検業務
- (15) 防排煙設備保守点検業務
- (16) ドライビングパネル保守点検業務
- (17) 電気時計設備保守点検業務
- (18) 真空式ヒーター保守点検業務
- (19) 空気環境測定業務
- (20) 貯水槽清掃及び水質検査業務
- (21) 煤煙測定業務
- (22) 害虫防除業務
- (23) 汚水槽・雑排水槽清掃業務
- (24) 電話交換機設備保守点検業務
- (25) 建築基準法第12条に基づく建築設備定期検査業務
- (26) 建築基準法第12条に基づく防火設備定期検査業務
- (27) 建築基準法第12条に基づく建築物の敷地及び構造定期調査業務
- (28) ホイスト式クレーン定期自主検査

消防用設備点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの消防設備の点検業務を行うもので、点検は、「消防用設備（昭和50年10月16日 消防庁告示第14号）等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行い、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

2回／1年

- ・機器点検
- ・機器点検及び総合点検
- ・不具合原因の調査

一般事項

- ・8月と2月に専門の技術者を派遣し別紙項目について点検を行う。
 - ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう、担当職員と十分な打合せを行いその指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

自然史博物館 消防設備点検項目

名 称	品質 形状 尺法	機器点検		機器及び総合点検	
		員数	単位	員数	単位
1. 消火器					
粉末消火器 蓄圧式	10型 (外観・機能点検)	19	本	19	本
〃	〃 (外観・機能・放出詰替)			2	〃
〃	50型 (外観・機能点検)	5	〃	5	〃
2. 屋内消火栓設備					
加圧送水装置		1	組	1	組
操作盤		1	面	1	面
消火栓		13	組	13	組
起動用スイッチ		13	個	13	個
表示灯		13	〃	13	〃
呼水装置		1	組	1	組
放水試験				1	式
3. スプリンクラー設備					
加圧送水装置		1	組	1	組
起動装置		1	〃	1	〃
ヘッド	閉鎖型	38	個	38	個
操作盤		1	面	1	面
流水検知装置		1	組	1	組
呼水装置		1	〃	1	〃
連動試験				1	式
4. 自動火災報知設備					
差動式スポット型感知器		226	個	226	個
定温式スポット型感知器		11	〃	11	〃
煙感知器		80	〃	80	〃
炎感知器		7	〃	7	〃
P型1級発信機		13	〃	13	〃
表示灯		13	灯	13	灯
ベル		16	個	16	個
5. 非常警報設備					
増幅器操作部	360w	1	台	1	台
スピーカー		79	個	79	個
常用電源		1	組	1	組
非常電源		1	〃	1	〃
6. 誘導灯及び誘導標識					
誘導灯		49	灯	49	灯
標識板		3	枚	3	枚
7. 配線	絶縁抵抗及び配線点検			1	式

花と緑と自然の情報センター 消防設備点検項目

名 称	品質 形状 寸法	機器点検		機器及び総合点検	
		員数	単位	員数	単位
1. 消火器					
粉末消火器	10型 蓄圧式	54	本	54	本
"	" (外観・機能・放出詰替)			2	本
"	50型 同上	1	本	1	本
2. 屋内/屋外消火栓設備					
消火栓	屋内9台・屋外6台	15	組	15	組
加圧送水装置		1	"	1	"
操作盤		1	面	1	面
起動スイッチ		15	個	15	個
呼水装置		1	台	1	台
放水試験				1	式
表示灯		15	灯	15	灯
3. 非常警報設備					
増幅器操作部	360W	1	台	1	台
スピーカ回線		129	個	129	個
遠隔操作器		1	台	1	台
音量調整器		1	個	1	個
火報運動		1	式	1	式
起動装置	押しボタン	1	個	1	個
常用電源		1	組	1	組
非常電源		1	"	1	"
4. 誘導灯及び誘導標識					
誘導灯		75	灯	75	灯
信号装置		1	台	1	台
5. ガス漏れ火災警報設備					
検知器	警報付	19	個	19	個
中継器		4	"	4	"
常用電源		1	組	1	組
非常電源		1	"	1	"
6. 排煙設備					
煙感知器		3	個	3	個
電動式シャッター	煙連動	11	枚	11	枚
防火戸	S型	3	"	3	"
"	W型	6	"	6	"
排煙口		14	個	14	個
垂直降下式垂れ壁		4	枚	4	枚
ダンパー		8	個	8	個
排煙機		1	台	1	台

名 称	品質 形状 寸法	機器点検		機器及び総合点検	
		員数	単位	員数	単位
7. 自動火災報知設備					
受 信 盤	R-22L	1	面	1	面
表 示 器	R型	1	〃	1	〃
中 繼 器		4	個	4	個
感 知 器	差動式スポット	50	〃	50	〃
感 知 器	定温式スポット	1	〃	1	〃
感 知 器	煙 (自動試験機能付)	217	〃	217	〃
感 知 器	熱 (同上)	52	〃	52	〃
発 信 機	R型	10	〃	10	〃
常用電源		1	組	1	組
予備電源		1	〃	1	〃
8. 不活性ガス消火設備					
窒素容器		228	本	228	本
加圧用窒素容器		2	本	2	本
容器弁開放装置	電磁式	6	個	6	個
同上	ガス圧式	2	個	2	個
起動用小容器		6	本	6	本
起動用操作箱		6	台	6	台
選 択 弁	ガス圧式	6	台	6	台
不 環 弁		6	個	6	個
スピーカー		16	個	16	個
電鈴/ブザー		1	個	1	個
連 動 盤		1	台	1	台
音声装置		1	台	1	台
電源装置		1	台	1	台
放出表示灯		15	台	15	台
噴射ヘッド		87	個	87	個
ピストンレリーヤー	ダンパー用	12	台	12	台
避 壓 口		6	台	6	台
感 知 器	煙	90	個	90	個
〃	熱 (定温式スポット)	35	個	35	個
〃	熱 (差動式スポット)	35	個	35	個
放出試験				1	式
窒素ガス量				65	m ³
運 搬 費				1	式
圧力スイッチ		7	個	7	個
ダンパー復旧弁箱		6	個	6	個
誤放出防止回路		6	個	6	個
選択弁開放装置		6	個	6	個
放出試験用放出ガス	窒素ガス			1	式
放出試験用起動容器				1	本
容器弁付属部品交換				2	組
9. 配 線	絶縁抵抗及び配線点検			1	式

名 称	品質 形状 寸法	機器点検		総合点検	
		員数	単位	員数	単位
10. 非常電源（自家発電設備）					
非常用自家発電機	<p>(エンジン部) 型式：S6R-PTA 定格出力：485kW、始動用蓄電池（DC24V MSE200）、燃料タンク1950ℓ、冷却水量115ℓ</p> <p>(発電機) 型式：E-AF（明電舎製） 定格出力：400KVA、電圧6600V、力率80%、励磁方式：励磁ブラシ無し</p>	1	台	1	台
<p>※点検は消防予第214号（平成18年6月1日）の非常電源（自家発電設備）に基づき行い、総合点検時には負荷運転確認（擬似負荷装置、実負荷等により必要な時間連続運転を行い確認を行うこと。）を実施する。</p>					

ガス吸収式冷温水機設備点検 業務委託特記仕様書（川重）

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館のガス吸収式冷温水機設備の保守点検を行うもので、設計図書(本仕様書、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修の最新版)」)に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

点検項目記載回数による。

一般事項

- ・メーカーの技術者を派遣し、別紙記載の点検項目について点検を行う。
- ・故障等により点検要請を受けた時は、直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・メーカーの24時間遠隔監視を行うこと

＜対象機器＞ガス吸収式冷温水機設備

〈自然史博物館系統〉

型式：ΣT B G – 2 5 0 D N 6型(川重冷熱工業製) 1台

設置場所：地下1階熱源空調機械室

点検項目

①冷房・暖房運転開始時に行う点検試運転調整等業務（冷房1回、暖房1回）

- ・切り替え運転準備作業（設備側の準備確認チェック等）
- ・本体冷房切り替え弁の切り替え
- ・真空度のチェックと抽気（パラジウムセルのチェック含む）
- ・ポンプ、モーター類の絶縁確認（電流値、振動等）
- ・本体燃料配管系の洩れチェック
- ・安全装置の点検確認
- ・燃焼状態の点検確認
- ・運転データ記録と点検（専用ツールによる）
- ・本体自動制御系の点検確認
- ・各部の総合点検

②冷房・暖房運転期間中に行う点検調整等業務（冷房1回、暖房1回）

- ・真空度のチェック（冷房時のみ）
- ・本体燃料配管系の洩れチェック
- ・燃焼状態の点検確認
- ・運転データ記録と点検（専用ツールによる）
- ・本体自動制御系の点検確認
- ・冷却水水質の簡易分析（冷房時のみ）
- ・各部の総合点検

③運転休止期間中に行う点検等業務（1回）

- ・水室の開閉（片側）
- ・チューブ（冷却水系伝熱管）、水室及び管板の点検
- ・チューブのブラッシング
- ・パッキン取り替え
- ・水室蓋板内面の鏽落とし及び部分塗装
- ＊管板面塗装含まず

④吸収液分析及びインヒビター補充（1回）

- ・吸収液を分析し、インヒビターを必要量補充して濃度管理

ガス吸収式冷温水機設備点検 業務委託特記仕様書（三洋<パナソニック>）

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターのガス吸収式冷温水機設備の保守点検を行うもので、設計図書（本仕様書、に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業「建築保全業務共通仕様書(国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版)」）務を行うものとする。

点検回数

点検項目に記載の回数による。

一般事項

- ・点検項目により、メーカーの技術者を派遣し別紙項目について点検を行う。
- ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- ・作業終了後、速やかに報告書を提出する。

1. 対象機器

- BUW-210EIG (植物園系統) 1台
植物園系統は令和8年度更新工事（予定）
- QBW-R240FG2 (自然史博物館系統) 1台
自然史博物館系統についてはメーカーの24時間遠隔監視を実施すること。
- 設置場所 地下1階熱源空調機械室

2. ガス吸収式冷温水機設備点検項目

① 冷房・暖房インシーズン切替え点検（各1回）

- 燃焼装置の点検
- 安全保護装置の点検
- 付帯設備切替え済みの点検
- 本体及び操作盤内切替
- 抽気関係設備の点検
- 運転調整データ採取

② 冷房・暖房オンシーズン点検（各1回）

- 燃焼装置の点検
- 安全保護装置の点検
- 抽気関係設備の点検
- 運転調整データ採取

③ 冷房・暖房オフシーズン点検（各1回）

- 高温再生器の点検
- 燃焼装置の点検
- 抽気関係設備の点検
- 各部品の外観点検

④ オフシーズン点検（1回）

- 冷却水系統ブラッシング洗浄
(吸収器及び凝縮器内)

（特記事項）

業務実施にあたり必要な消耗品（酸化抑制剤、冷媒、アルコール、ビス類）は契約に含まれるものとする。

空調自動制御機器保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの空調自動制御機器の保守点検業務を行うもので、 設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版)」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

2回／1年

一般事項

- ・年2回(冷房・暖房運転時)専門の技術者を派遣し、点検内容の項目について点検を行う。
- ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。

＜対象機器＞

製作メーカー： パナソニックLSエンジニアリング株式会社
設備： 空調自動制御

(自然史博物館)

・ 空調機制御 (展示室)	1組
・ " (ホール・研究室)	1組
・ " (第2収蔵庫)	1組
・ " (講堂)	1組
・ 非常用排気ダンパー制御	1組
・ 温度・湿度指示記録系統	1組
・ 温度・湿度エレメント校正	1組

(花と緑と自然の情報センター)

・ 热源制御	1組
・ 冷却塔制御	2組
・ 収蔵庫系統熱源制御	1組
・ 空調機制御 (特別収蔵庫)	1組
・ " (一般収蔵庫・液浸収蔵庫)	3組
・ " (自然誌展示室・ネイチャーホール)	2組
・ " (アトリウム東・西)	2組
・ " (憩いのエリア)	1組
・ ファンコイル制御 (収蔵庫前室)	2組
・ " (憩いのエリア・サービスエリア・アトリウム)	1組
・ " (トラックヤード)	1組
・ 消火ガス排出制御	1組

点検内容

- ・ 制御機器、温湿度検出器、調節器、調節弁、モーター、その他付属機器の点検、調整
- ・ DDCコントローラーシステムチェック
- ・ ソフトプログラムバックアップ (1回/年)
- ・ 温湿度検出器の清掃
- ・ システムの動作チェック
- ・ 指示計、制御システム等の誤差調整
- ・ 冷房、暖房の切替えチェック
- ・ 各制御、指示系統のデータ採取
- ・ 記録計用紙及びインクの納品
- ・ 消耗部品の取替え

空気濾過装置保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの空気濾過装置の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・年1回専門の技術者を派遣し、別紙点検項目の作業を行う。
- ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。作業終了後、速やかに報告書を提出する。

自然史博物館点検項目

機器名称	点 檢 内 容	数 量
展示室系統空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	(1本)
	プレフィルター 点検・洗浄	(9枚)
	電気集塵器 点検・洗浄	(9台)
第1・3収蔵庫系統 空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	(1本)
	プレフィルター 点検・洗浄	(4枚)
	電気集塵器 点検・洗浄	(4台)
第2収蔵庫系統 空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	(1本)
	プレフィルター 点検・洗浄	(4枚)
	電気集塵器 点検・洗浄	(4台)
ホール・研究室系統空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	(2本)
	プレフィルター 点検・洗浄	(8枚)
	電気集塵器 点検・洗浄	(8台)
講堂系統	中性能フィルター 点検・取替・廃棄	(4枚)
	プレフィルター 点検・洗浄	(4枚)
給気ファン	プレフィルター 点検・洗浄	(10枚)

花と緑と自然の情報センタ一点検項目

機器名称	点 檢 内 容	形 式	寸 法
憩いのエリア系統空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585BL	1430×20m (1本)
	メインフィルター 交換・廃棄	VZ-90-56F	610×610×290m (6個)
	同 上	VZ-90-28V	305×610×290m (2個)
アトリウム東系統空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585BL	1430×20m (1本)
	メインフィルター 交換・廃棄	VZ-90-56F	610×610×290m (4個)
	同 上	VZ-90-28V	305×610×290m (2個)
アトリウム西系統空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585BL	1430×20m (1本)
	メインフィルター 交換・廃棄	VZ-90-56F	610×610×290m (4個)
	同 上	VZ-90-28V	305×610×290m (2個)
地域自然誌展示室系統 空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585L	1800×20m (1本)
	電気集塵器 点検・洗浄	A4	786×790×300 (2台)
	同 上	M4	582×790×300 (6台)
	活性炭フィルター		600×400×35 (16枚)
ネイチャーホール系統 空調機	同 上 (化学吸着剤:K) 交換・廃棄	同容量	63kg
	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585L	1800×20m (1本)
	電気集塵器 点検・洗浄	A4	786×790×300 (2台)
	同 上	M4	582×790×300 (6台)
	活性炭フィルター		600×400×35 (16台)
特別収蔵庫系統空調機	同 上 (化学吸着剤:K) 交換・廃棄	同容量	63kg
	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585L	1400×20m (1本)
	電気集塵器 点検・洗浄	A4	786×790×300 (2台)
	同 上	M4	582×790×300 (2台)
	活性炭フィルター		600×400×35 (104枚)
	同 上		295×400×35 (32枚)
	同 上 (化学吸着剤:F) 交換・廃棄	アルカリ用	同上 340kg
一般収蔵庫 (庫外) 系統 空調機	同 上 (化学吸着剤:A2) 交換・廃棄	酸用	同上 300kg
	同 上 (化学吸着剤:K) 交換・廃棄	活性炭	同上 32kg
一般収蔵庫 (庫内) 空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585BL	1430×20m (1本)
	メインフィルター 交換・廃棄	VZ-90-56F	610×610×290m (4個)
液浸収蔵庫系統 空調機	ロールフィルター 点検・取替・廃棄	FR-585BL	1060×20m (1本)
	メインフィルター 交換・廃棄	VZ-90-56F	610×610×290m (2個)
	同 上	VZ-90-28V	305×610×290m (2個)
	活性炭フィルター		600×400×35 (10枚)
	同 上 (化学吸着剤:K) 交換・廃棄		同上 40kg
	メインフィルター 交換・廃棄	SVMP-90-200S	410×1280×70 (1個)
	同 上	SVMP-90-200S	640×1280×70 (1個)
	活性炭フィルター		600×400×35 (8枚)
	同 上 (化学吸着剤:K) 交換・廃棄	活性炭	同上 32kg

の網掛けロールフィルターは巻き取り終了次第取替を行い、別途支払いとする

空調設備保守点検 業務委託特記仕様書（本館）

委託業務概要	本業務は、大阪市立自然史博物館の空調設備の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。
点検回数	点検項目に記載の回数による。
一般事項	<ul style="list-style-type: none">点検項目に基づき、専門の技術者を派遣し作業を行う。故障等により点検要請を受けた時は、直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。 <p>業務終了後、速やかに報告書を提出する。</p>

〈点検対象機器〉

①空気調和機（5台）

- ・展示室系統
- ・講堂系統
- ・第二収蔵庫系統
- ・ホール研究室系統
- ・第一、三収蔵庫系統

②ポンプ（5台）

- ・展示室系統冷温水
- ・ホール研究室系統冷温水
- ・講堂用冷温水
- ・第一、三収蔵庫系統冷温水
- ・第二収蔵庫系統冷温水

③空調機

- ・空冷式ヒートポンプエアコン（37台）
 - 1階：警備員室（1台）、電子顕微鏡室（1台）
館長室（1台）、旧副館長室（1台）
休憩室和室（1台）、実習室（2台）
集会室（3台）、会議室（2台）
事務室（2台）、総合案内社員室（1台）
応接室（1台）、女子更衣室（1台）
ミュージアムサービスセンター（2台）
暗室（1台）、清掃員控室（1台）
 - 2階：動物研究室（1台）、植物研究室（1台）
地史研究室（1台）、編集記録室（1台）
第四紀研究室（1台）、昆虫研究室（1台）
サーバー室（1台）、外来研究室（1台）
化学分析室（1台）、生物実験室（1台）
化石処理室（1台）、動物標本制作室（1台）
昆虫標本制作室（1台）、植物標本制作室（1台）
 - 地階：警備宿直室（1台）、標本製作室（1台）

⑥給排気機（11台）

- ・機械室給気
- ・電気室給気
- ・ホール上部排気
- ・研究室特別排気
- ・収蔵庫非常排気
- ・機械室排気
- ・電気室排気
- ・研究室一般排気
- ・研究室便所排気
- ・中央便所排気
- ・1Fホール便所排気

⑦加湿器（8台）

- ・超音波加湿器（加圧ポンプ水スプレー式）
 - 展示室系統空調機用（1台）
 - 第1・3収蔵庫系統空調機用（1台）
 - 講堂系統空調機用（1台）
 - ホール・研究室系統空調機用（4台）
 - 第2収蔵庫系統空調機用（1台）

〈点検項目〉

(1) 空気調和機

年4回（冷暖房シーズンイン・冷暖房シーズンオン）以下の点検を行う。

但し、第一・三収蔵庫系統は年2回（冷房シーズンイン・冷房シーズンオン）とする。

※の項目については年2回（暖房シーズンイン・暖房シーズンオン）とする。

（シーズンイン点検）

①基礎・固定部

- ・亀裂、沈下等の有無を点検する
- ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する
- ・防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する

②外部の状況

- a. 本体
 - ・腐食、変形、破損等の有無を点検する
- b. 保温材及び吸音材
 - ・損傷及び脱落の有無を点検する

③送風機

- a. 羽根車
 - ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する
 - ・回転バランスの良否を点検する
- b. シャフト
 - ・汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する
- c. ベルト
 - ・弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する
- d. プーリー
 - ・摩耗等の有無を点検する
- e. 軸受
 - ・音、振動等の異常の有無を点検する
 - ・給油の状態を点検し、必要に応じ給油を行う
- f. カップリング
 - ・摩耗、損傷等の有無を点検する
- g. 電動機
 - ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
 - ・回転方向が正しいことを確認する
 - ・電流が定格値内であることを確認する

④熱交換器

- ・冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する

⑤加湿器

- ※・加湿ノズルの詰まりの有無を点検する
- ※・作動の良否を点検する
- ※・汚れ、損傷等の有無を点検する

⑥エリミネーター

- ・詰まり、腐食等の有無を点検する

⑦水系統

- a. ドレンパン
 - ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する
- b. ドレン排水
 - ・本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する

⑧エアーフィルター

- a. ろ材
 - ・詰まり、損傷等の有無を点検する
- b. 枠
 - ・変形、腐食等の有無を点検する

⑨運転調整

- ・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する
- ・運転電流が定格以下であることを確認する

(シーズンオン点検)

①送風機

- a. ベルト
 - ・弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する
- b. 軸受
 - ・音、振動等の異常の有無を点検する
 - ・給油の状態を点検し、必要に応じ給油を行う
- c. 電動機
 - ・表面温度の異常の有無を点検する
 - ・電流が定格値内であることを確認する

②加湿器

- ※ ① 加湿ノズルの詰まりの有無を点検する
- ※ ② 作動の良否を点検する
- ※ ③ 汚れ、損傷等の有無を点検する

③エリミネーター

- ・詰まり、腐食等の有無を点検する

④水系統

- a. 加湿用給水
 - ※ ① 給水止弁の開閉を点検する
 - ※ ② 漏れ及び汚れの無いことを確認する
- b. ドレンパン
 - ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する
- c. ドレン排水
 - ・本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する

⑤エアーフィルター

- a. ろ材
 - ・詰まり、損傷等の有無を点検する
- b. 枠
 - ・変形、腐食等の有無を点検する

(2) ポンプ

年2回、以下の点検を行う。

※の項目については年1回とする。

①基礎・固定部

- ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する
- ・防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する

②外観の状況

- ・腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する
- ・軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する
- ・芯出しの良否を点検する
- ・ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する
- ・軸封の漏水状態を点検する

③電動機

- ・発熱の異常の有無を点検する
- ※ ① 回転方向が正しいことを確認する
- ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
- ・運転電流が、定格値以下であることを確認する

④逆止弁

- ・開閉状態の良否を点検する

⑤圧力計又は連成計

- ※ ① 腐食及び損傷の有無を点検する

※・指示値が適正であることを確認する

⑥運転調整

※・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する

※・運転電流が定格以下であることを確認する

(3) 空調機（空冷式ヒートポンプエアコン）の点検（対象機器は別紙参照）

年2回（冷房シーズンイン・暖房シーズンイン）、以下の点検を行う。

(3)-1

a. 各部屋の空冷式空調機についてはフィルター清掃及び屋内外機器各部の内部点検を行う

①冷暖房運転切替

・本体の運転切替えを行う

②外観の状況

a. 本体

・腐食、変形、破損等の有無を点検する

・固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する

b. 保温材及び吸音材

・損傷及び脱落の有無を点検する

c. 吹出しグリル

・汚れ、破損等の有無を点検する

③送風機

・音、振動等の異常の有無を点検する

④冷媒系統

・ガス漏れの有無を点検する

・配管の損傷等の有無を点検する

⑤熱交換器

・フィンコイルの破損及び腐食の有無を点検する

・フィンの汚れ及び詰まりの有無を点検する

⑥ドレン排水系統

・ドレン排水確認を行い、詰まりの無いことを確認する

⑦エアーフィルター

・汚れ、損傷等の劣化の有無を点検し必要に応じ清掃を行う

⑧電装部品

a. 電気配線

・損傷、過熱、劣化等の有無を点検する

b. 接続端子

・端子接続の緩みの有無を点検する

c. 操作スイッチ、運転表示灯

・損傷、破損等の有無を点検する

・表示灯の点灯状態を点検する

・風量切替え等の作動の良否を点検する

⑨運転確認

a. 音、振動

・異常のないことを確認する

(4) 送風機

年2回、以下の点検を行う。

※の項目については年1回とする。

①基礎・固定部

※・亀裂、沈下等の有無を点検する

・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する

・防振材の破損等の有無を点検する

・天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する

②外観の状況

・汚れの有無を点検する

- ・腐食及びボルトの緩みの有無を点検する

③電動機

- ・電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する
- ※ ④回転方向が正しいことを確認する
- ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
- ・運転電流が、定格値以下であることを確認する

④軸受

- ・発熱、音及び振動の有無を点検する
- ・油量の適否を点検し、必要に応じ給油を行う（可能なものに限る）

⑤Vベルト（電動機直結型のものを除く）

- ・弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する

⑥Vベルトカバー（電動機直結型のものを除く）

- ・変形、損傷等の有無を点検する
- ⑦Vブーリー（電動機直結型のものを除く）
- ・摩耗、損傷等の有無を点検する
- ・芯出しの良否を点検する

⑧羽根車

- ※ ⑨・汚れ、変形、腐食等の有無を点検する
- ※ ⑩・ボルトの緩みの有無を点検する
- ※ ⑪・ケーシング等に接触していないことを確認する

⑨運転調整

- ※ ⑫・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する
- ※ ⑬・運転電流が定格以下であることを確認する

（5）超音波加湿器

年2回（暖房シーズンイン・暖房シーズンオフ）、以下の作業を行う。

- ・各空調機への取付け及び運転確認を行う（シーズンイン）
- ・各空調機からの取外し及び清掃・保管を行う（シーズンオフ）

空冷式ヒートポンプエアコン点検対象機器

(自然史本館)

場所	室内機型式	室外機型式	メーカー	台数
1階 電子顕微鏡室	F63VTAXP-W	R63VAXP	ダイキン	1
暗室	F71MTRXP-W	R71MRXP	ダイキン	1
館長室	RPC-AP63K5	RAS-AP63GHJ1	日立	1
旧副館長室	SRF-28MK2-W	SCF28MK2	三菱重工業	1
休憩室(和室)	SRF-28MK2-W	SCF28MK2	三菱重工業	1
事務室	FXYHP112MC	RXYP400DA	ダイキン	2
ミュージアムサービスセンター	FXYHP90MC	(圧縮機9.4kW)	ダイキン	2
会議室	FXYHP56MC		ダイキン	2
集会室	FXYHP80MC	RXYP560DA	ダイキン	3
実習室	FXYHP112MC	(圧縮機7.6+5.1kW)	ダイキン	2
女子更衣室	FAP40DC	RZRP40BAT	ダイキン	1
警備員室	FHP50DC	RZRP50BAT	ダイキン	1
総合案内社員室	FAP63DC	RZRP63BAT	ダイキン	1
応接室	FHP80DC	RZRP80BAT	ダイキン	1
清掃員控室	F225ATES-W	R225AES	ダイキン	1
2階 動物研究室	FHCP112DB	RZRP112B	ダイキン	1
植物研究室	FHCP112DB	RZRP112B	ダイキン	1
地史研究室	FHCP112DB	RZRP112B	ダイキン	1
編集記録室	FHCP112DB	RZRP112B	ダイキン	1
第4紀研究室	RCI-AP63K5	RAS-AP63SH1	日立	1
昆虫研究室	RCI-AP63K5	RAS-AP63SH1	日立	1
サーバー室	FVP140FC	RZRP140BY	ダイキン	1
外来研究室	PC-RP112KA13	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
化学分析室	PK-RP56KA13	PUZ-ERMP56KA4	三菱電機	1
生物実験室	PL-ERP112EA5	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
化石処理室	PL-ERP112EA5	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
動物標本製作室	PL-ERP112EA5	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
昆虫標本製作室	PL-ERP112EA5	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
植物標本製作室	PL-ERP112EA5	PUZ-ERMP112EM	三菱電機	1
地下1階 警備宿直室	MSZ-JXV2217-W-IN	MUZ-JKV2217	三菱電機	1
標本製作室	F365ATES-W	R365AES	ダイキン	1
合計				37

空調設備保守点検 業務委託特記仕様書（新館）

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの空調設備の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行う。

点検回数

点検項目による。

一般事項

- ・点検項目に基づき、専門の技術者を派遣し作業を行う。
 - ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因等を追求し、正常な状態を確保すること。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象機器〉

①空気調和機 (9台)	
・特別収蔵庫系統	A C U - S B - 1
・一般収蔵庫系統 (二重壁内)	A C U - S B - 2 - 1
・一般収蔵庫系統 (庫内)	A C U - S B - 2 - 2
・液浸収蔵庫系統	A C U - S B - 3
・地域自然誌展示室系統	A C U - S 1 - 1
・ネイチャーホール系統	A C U - S 2 - 1
・憩いのエリア系統	A C U - H 1 - 1
・アトリウム東系統	A C U - H 2 - 1
・アトリウム西系統	A C U - H 2 - 2
②冷却塔 (3台)	
・自然史系統	C T - S 1 - 1
・自然史系統	C T - S 1 - 2
・花緑系統	C T - H 1 - 1
③ポンプ (20台)	
・冷却水 (自然史系統)	P C D - S 1 - 1
・冷却水 (自然史本館系統)	P C D - S 1 - 2
・冷却水 (花緑系統)	P C D - H 1 - 1
・冷水一次	P C - S 1 - 1
・冷水一次	P C - S 1 - 2
・温水一次	P H - S 1 - 1
・温水一次	P H - S 1 - 2
・温水	P H - S 1 - 3
・温水二次 (自然史系統)	P H - S 2 - 1
・温水二次 (自然史本館系統)	P H - S 2 - 2
・冷温水一次	P C H - S 1 - 1
・冷温水一次	P C H - S 1 - 2
・冷温水一次	P C H - H 1 - 1
・冷温水二次 (花緑系統)	P C H - H 2 - 1
・冷水二次 (自然史系統)	P C - S 2 - 1
・冷水二次 (自然史本館系統)	P C - S 2 - 2
・上水給水 (1組)	P W U - B - 1
・雑用水給水 (1組)	P W U - B - 2
・屋内消火栓	P F U - B - 1
・屋外消火栓	P F U - B - 2
④送風機 (55台)	
(給気)	
・B 1 F 热源機械室	F O - B - 1
・B 1 F 受水槽室	F O - B - 2
・B 1 F 消火ボンベ室	F O - B - 3
・B 1 F 消火ポンプ室	F O - B - 4
・B 1 F 電気室	F O - B - 5
・B 1 F E L V 機械室	F O - B - 6
・B 1 F 特別収蔵庫	F O - S B - 1
・B 1 F 一般収蔵庫	F O - S B - 2
・B 1 F 液浸収蔵庫	F O - S B - 3

・ B 1 F 前室 (2)	F O	- S B - 4
・ 1 F 地域自然誌展示室	F O	- S 1 - 1
・ 2 F ネイチャーホール	F O	- S 2 - 1
・ 3 F E L V 機械室	F O	- S 3 - 1
・ 1 F 廉房	F O	- H 1 - 1
 (排気)		
・ B 1 F 热源機械室	F E	- B - 1
・ B 1 F 受水槽室	F E	- B - 2
・ B 1 F 消火ポンベ室	F E	- B - 3
・ B 1 F 消火ポンプ室	F E	- B - 4
・ B 1 F 電気室	F E	- B - 5
・ B 1 F 発電機室	F E	- B - 6
・ B 1 F 発電機室 (常用排気)	F E	- B - 7
・ B 1 F 発電機室 (発電機連動)	P F	- 4 8 A
・ B 1 F E L V 機械室	F E	- B - 8
・ B 1 F 特別収蔵庫	F E	- S B - 1
・ B 1 F 一般収蔵庫	F E	- S B - 2
・ B 1 F 液浸収蔵庫	F E	- S B - 3
・ B 1 F 前室 (2)	F E	- S B - 4
・ B 1 F 収蔵庫 (ガス排気用)	F E	- S B - 5
・ 1 F 地域自然誌展示室	F E	- S 1 - 1
・ 1 F トランクヤード	F E	- S 1 - 2
・ 1 F 実習室	F E	- S 1 - 3 a b (2台)
・ 1 F 資料前処理室	F E	- S 1 - 4
・ 1 F 実習室 (ドロフトチャンバー用)	F E	- S 1 - 5
・ 1 F 実習室	F E	- S 1 - 6
・ 2 F ネイチャーホール	F E	- S 2 - 1
・ 2 F 男子便所	F E	- S 2 - 2
・ 2 F 女子便所	F E	- S 2 - 3
・ 1 F 実習室 (バイパス用)	F - B P - S 1 - 1	
・ 1 F セミナー室	F E	- H 1 - 8 a b (2台)
・ 1 F 体験ラボ室	F E	- H 1 - 9
・ 1 F ひとりふたりみどりホール	F E	- H 1 - 1 0
・ 1 F サービスエリア	F E	- H 1 - 1 1
・ 1 F セミナー室 (ガス器具用)	F E	- H 1 - 1 2
・ 1 F 体験ラボ室 (ガス器具用)	F E	- H 1 - 1 3
・ 1 F 廉房	F E	- H 1 - 1 6
・ 1 F 男子便所	F E	- H 1 - 1 7
・ 1 F 女子便所	F E	- H 1 - 1 8
・ 2 F アトリウム	F E	- H 2 - 1
・ 2 F アトリウム	F E	- H 2 - 2
・ 2 F 多目的室	F E	- H 2 - 3
・ 2 F 収納庫	F E	- H 2 - 4
・ デリベントファン	D F	- H 2 - 1
・ B 1 F ~ 2 F 系統排煙機	F S M - 1	

点検項目

(1) 空気調和機

年2回（冷房シーズン・暖房シーズン）、以下の点検を行う。
但し※の項目については年1回（暖房シーズン）とする。

①基礎・固定部

- ・亀裂、沈下等の有無を点検する
- ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する
- ・防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する

②外部の状況

- a. 本体
 - ・腐食、変形、破損等の有無を点検する
- b. 保温材及び吸音材
 - ・損傷及び脱落の有無を点検する

③送風機

- a. 羽根車
 - ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する
 - ・回転バランスの良否を点検する
- b. シャフト
 - ・汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する
- c. ベルト
 - ・弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する
- d. プーリー
 - ・摩耗等の有無を点検する
- e. 軸受
 - ・音、振動等の異常の有無を点検する
 - ・給油の状態を点検し、必要に応じ給油を行う
- f. カップリング
 - ・摩耗、損傷等の有無を点検する
- g. 電動機
 - ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
 - ・回転方向が正しいことを確認する
 - ・表面温度の異常の有無を点検する
 - ・電流が定格値内であることを確認する

④熱交換器

- ・冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する

⑤加湿器

- ※ ① 加湿ノズルの詰まりの有無を点検する
- ※ ② 作動の良否を点検する
- ※ ③ 汚れ、損傷等の有無を点検する

⑥エリミネーター

- ・詰まり、腐食等の有無を点検する

⑦水系統

- a. 加湿用給水
 - ・給水止弁の開閉を点検する
 - ・漏れ及び汚れの無いことを確認する
- b. ドレンパン
 - ・汚れ、さび、腐食等の有無を点検する
- c. ドレン排水
 - ・本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する

⑧エアーフィルター

- a.ろ材
 - ・詰まり、損傷等の有無を点検する

b. 枠

- ・変形、腐食等の有無を点検する

⑨運転調整

- ・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する
- ・運転電流が定格以下であることを確認する

(2) 冷却塔

年2回(シーズンイン・シーズンオフ)、以下の点検を行う。

但し※の項目についてはシーズンインのみとする。

①シーズンイン

※・水槽、ストレーナ等の清掃を行い、水張りをする

②基礎・固定部

※・亀裂、沈下等の有無を点検する

※・基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する

※・防振装置の損傷等の有無を点検する

※・防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する

③外観の状況

a. 本体

- ・損傷、変形及び汚れの有無を点検する

b. 散水装置及び水配管

- ・損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検、さび発生箇所は、ケレン後塗装をする

- ・散水穴の目詰まりの有無を点検する

c. エリミネーター

- ・損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する

d. ルーバー

- ・損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する

e. 充填材

- ・スケール等の付着の有無を点検する

- ・目詰まりの有無を点検する

- ・座屈、変形等の有無を点検する

f. 骨組み及び脚

- ・損傷、変形等の有無を点検する

- ・固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する

g. 梯子及び点検扉

- ・損傷、変形、腐食等の有無を点検する

④水槽

a. 本体

- ・内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する

- ・水漏れの有無を点検する

※・水位が規定の位置にあることを確認する

b. 給水装置

- ・ボールタップ等が確実に作動することを確認する

c. ストレーナ

- ・目詰まり、損傷等の有無を点検する

d. フレキシブルジョイント

- ・接続部の緩み、腐食等の有無を点検する

⑤送風機

a. 羽根車

- ・損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する

- ・回転に支障のないことを確認する

b. ファンケーシング

- ・損傷、腐食等の有無を点検する

- c. 軸受
 - ・軸が円滑に回転することを確認する
 - ※・油量の適否を点検し、必要に応じ給油する
- d. 電動機
 - ※・損傷、腐食等の有無を点検する
 - ・円滑に回転することを確認する
 - ※・絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する
- e. ベルト
 - ・張り具合の適否を点検する
 - ・損傷及び摩耗の有無を点検する
- f. プーリー
 - ・損傷、摩擦等の劣化の有無を点検する

⑥運転調整

- ※・電動機の回転方向が正しいことを確認する
- ※・音及び振動に異常のないことを確認する
- ※・電源電圧の変動が規定値内にあることを確認する
- ※・運転電流が定格値以下にあることを確認する
- ※・散水が均一に分散していることを確認する
- ※・水槽の水位が運転前及び運転の状態で規定値内にあることを確認する

⑦水質管理

- ・冷却水、補給水について日本冷凍空調工業会標準規格JRA-GL-02
- 1994に規定された水質基準値の項目のうち、基準項目について測定を行う

⑧シーズンオフ時の保存

- ・器内の水を確実に抜いたうえ水槽、ストレーナ等の清掃を行い、保存する

⑨冷却水用防食防スケール剤

- ・自然石系統2台分の冷却水用防食防スケール剤は委託費に含む

(3) ポンプ

年2回、以下の点検を行う。

但し※の項目については年1回とする。

①基礎・固定部

- ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する
- ・防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する

②外観の状況

- ・腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する
- ・軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する
- ・芯出しの良否を点検する
- ・ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する
- ・軸封の漏水状態を点検する

③電動機

- ・電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する
- ・回転方向が正しいことを確認する
- ※・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
- ・運転電流が、定格値以下であることを確認する

④フート弁及び逆止弁

- ・開閉状態の良否を点検する

⑤圧力計又は連成計

- ※・腐食及び損傷の有無を点検する
- ※・指示値が適正であることを確認する

⑥運転調整

- ※・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する
- ※・運転電流が定格以下であることを確認する

(4) 送風機

年2回、以下の点検を行う。

但し※の項目については年1回とする。

①基礎・固定部

- ※・亀裂、沈下等の有無を点検する
- ・固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する
- ・防振材の破損等の有無を点検する
- ・天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する

②外観の状況

- ・汚れの有無を点検する
- ・腐食及びボルトの緩みの有無を点検する

③電動機

- ・電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する
- ※・回転方向が正しいことを確認する
- ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する
- ・運転電流が、定格値以下であることを確認する

④軸受

- ・発熱、音及び振動の有無を点検する
- ・油量の状態を点検し、必要に応じ給油を行う（可能なものに限る）

⑤Vベルト（電動機直結型のものを除く）

- ・弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する

⑥Vベルトカバー（電動機直結型のものを除く）

- ・変形、損傷等の有無を点検する

⑦Vブーリー（電動機直結型のものを除く）

- ・摩耗、損傷等の有無を点検する
- ・芯出しの良否を点検する

⑧羽根車

- ※・汚れ、変形、腐食等の有無を点検する
- ※・ボルトの緩みの有無を点検する
- ※・ケーシング等に接触していないことを確認する

⑨運転調整

- ※・運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する
- ※・運転電流が定格以下であることを確認する

⑩清掃

- ※・吸込み口を清掃する

空冷チラー・エアコン設備保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの空冷チラー・エアコン設備の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

一般事項

- ・実施要領書に基づき、メーカーの技術者を派遣し作業を行う。
 - ・委託期間中に故障等により点検要請を受けた時は、直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈点検対象機器〉

①パッケージエアコン

室外機 (自然史側 6 台・植物園側 5 台)

機種	設置場所	台数
RQYP280FC	実習室・処理室・スタッフ室	1
RQYP140DD	2F準備室兼資材置き場	1
RSRP160C	監視センター	1
RZRP140BY	2F, ELV前資材置き場	1
UWRD120B6R	収蔵庫系統	2
RSXYJ140KC	情報処理・企画室・映像室	2
RXYJ364KD	会議室・植物情報室	1
RSXYJ112KC	厨房	1
RSXYJ112KC	B1F・ELV機械室	1

室内機 (自然史側 11 台・植物園側 14 台)

機種	設置場所	台数
FXYCP22EB	技術スタッフ室	1
FXYCP45EB	処理室・実習室	5
FXYFP71EB	2F, 準備室兼資材置き場	2
FVP140FC	2F, ELV前資材置き場	1
FHGP80FB	監視センター	2
RCID-GP80K2	情報処理・企画室・映像室	4
RCID-GP56K2	会議室・植物情報室	7
RPI-GP56K3	厨房	1
RPK-GP45K3	厨房	1
FXYHJ90KC	B1L, ELV機械室	1

②ファンコイルユニット (53 台)

機種	設置場所	台数
CB400B-DC	B1F前室	1
CB1200B-DC	B1F前室	1
SCR800PE	トラックヤード	2
SCR800PE	セミナー室	2
〃	体験ラボ室	1
〃	ひとり、ふたり、みどりホール	3
〃	緑の相談コーナー	3
〃	サービスエリア	5
〃	憩いのエリア	8
CB800B	緑化技術試験室	2
〃	緑化推進主任室	2
〃	植物園事務所	10
〃	応接室	1
〃	部長室	1
〃	ミーティングルーム	2
〃	救護室	1
CB600B	1F/2F収納庫	3
CB400B	男女更衣室	2
SCR600PE	2Fギャラリー	3

③小形全熱交換器ユニット (ロスナイ 26 台)

④プレハブ冷凍庫 (LREP20C×2台、TMAX-900LT×1台)

⑤プレハブ冷蔵庫 (LRP3AC×1台、LVLP3A×1台)

保守点検実施要領書

1. オンライン診断・監視

- ・オンラインを使って該当機器の運転状態を24時間監視し、故障の予知・予防を行う。
- ・異常及び故障予知を発報した場合は直ちに技術員を派遣する。
- ・運転データの定期報告を行う。

オンライン診断・監視対象機器は以下の機器とする。運転データ項目については、定期点検作業の各機器の項目内に示す。

空冷式ヒートポンプチラー 2台

2. 定期点検作業

①空冷式ヒートポンプチラー (年1回)

- ・電流、電圧の測定及び電気関係絶縁抵抗測定
- ・油洩れ、水洩れの有無
- ・運転音、振動の確認
- ・保護装置の作動及び外観点検
- ・ファンベルトの点検及び調整（直駆動は除く）
- ・ファン軸受けの点検及びグリスアップ（無給油型は除く）
- ・運転状態の良否
- ・各部ネジの増し締め
- ・錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ・熱交換器の汚れ及び腐食の度合いの点検
- ・点検表の作成及び提出

オンライン診断によるデータ測定 (年4回)

- ・各部圧力データ
- ・各部温度データ
- ・圧縮機の運転積算時間データ
- ・ファンの運転積算時間データ

②パッケージエアコン室外機 (年4回)

- ・運転音、振動の確認
- ・運転状態の良否
- ・熱交換器の汚れ及び腐食の度合いの確認
- ・錆等の外観点検
- ・点検表の作成及び提出

③パッケージエアコン室内機 (年1回)

- ・吸込み、吹出し空気温度の測定
- ・水洩れの有無
- ・運転音、振動等の確認
- ・エアーフィルターの点検及び取替
- ・運転確認
- ・点検表の作成及び提出

④プレハブ冷凍庫の点検 (年1回)

- ・フロン排出抑制法による定期点検(漏えい点検)を行う。
- ・各部定期点検を行う。点検要領は②、③に準ずる。

⑤プレハブ冷蔵庫の点検 (年1回)

- ・各部定期点検を行う。点検要領は②、③に準ずる。

④ファンコイルユニット (年2回)

- ・電流、電圧の測定及び電気関係の絶縁抵抗測定
- ・操作スイッチの作動点検及び外観点検
- ・吸込み、吹出し温度の測定
- ・水出入り口の温度測定
- ・ドレンパンの汚れ及び流れの確認
- ・各部の増し締め
- ・断熱材の損傷の有無
- ・外観及び機内の損傷の有無
- ・熱交換器の汚れ及び腐食度合いの点検
- ・点検表の作成及び提出

3. 法定点検作業

- ①空冷式ヒートポンプチラー
 - ・安全弁の試験
 - ・圧力計、連成計
 - ・点検表の作成及び提出

電気工作物保安管理 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの電気工作物の試験・測定・点検ならびに整備、保安清掃業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕書部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年
(指定する休館日)

一般事項

- ・定期点検事業者（関西電気保安協会）を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
- ・委託期間中、突発的な故障等に対応するため24時間待機体制をとり、施設より点検の要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣して速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
但し、その費用について原則として機構の負担とする。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・関西電力送配電設置のASは開放して作業するものとし、
関西電力負担金（AS開放費用）は受注者の負担とする。

自然史博物館 電気工作物保安管理業務委託項目

項目	品名	数量	単位	備考
ケーブル絶縁試験	漏洩電流測定	1	条	
接地抵抗測定	EA-EB-ED 補	1	〃	
絶縁抵抗測定	高圧回路	1	式	
〃	低圧回路	71	回路	
〃	分電盤	13	面	
保護継電器動作特性試験	過電流継電器	4	個	
〃	過電圧継電器	1	〃	
〃	不足電圧継電器	1	〃	
〃	低圧地絡継電器	5	〃	
点検	断路器	2	台	
〃	L B S (3 P)	7	〃	
〃	電力ヒューズ	18	個	
〃	計器用変成器	10	台	V T • C T
〃	真空遮断器	4	〃	
〃	真空開閉器	2	〃	商用・自家発切替用
〃	変圧器	5	〃	
〃	リアクトル	2	〃	
〃	コンデンサー	2	〃	
〃	高圧盤	6	面	
〃	低圧盤	7	〃	
〃	母線・フレーム・碍子	1	式	高圧・低压
〃	キュービクル箱体	13	面	
保安・清掃・整備		1	式	
試験電源費		1	〃	
仮設電源費		1	〃	
報告書作成費	2部	1	〃	
直接物品費		1	〃	
業務管理費		1	〃	
一般管理費		1	〃	

花と緑と自然の情報センター 電気工作物保安管理業務委託項目

項目	品名	数量	単位	備考
ケーブル絶縁試験	漏洩電流測定	1	条	
接地抵抗測定	EA-EB-ED 補	1	〃	
絶縁抵抗測定	高圧回路	1	式	
〃	低圧回路	59	回路	
〃	分電盤	13	面	
保護継電器動作特性試験	方向性地絡継電器	2	個	
〃	過電流継電器	6	〃	発電機盤含む
〃	地絡過電圧継電器	1	〃	発電機盤
〃	過電圧継電器	1	〃	〃
〃	不足電圧継電器	3	〃	発電機盤含む
〃	低圧地絡継電器	7	〃	
点検	高圧気中開閉器	1	台	
〃	断路器 (3P)	1	〃	
〃	L B S (3P)	7	〃	
〃	電力ヒューズ	28	個	
〃	高圧カットアウトスイッチ	3	〃	
〃	計器用変成器	15	台	ZCT・ZPD含む
〃	真空遮断器	7	〃	
〃	真空接触器	3	〃	コンデンサー用
〃	変圧器	7	〃	
〃	リアクトル	3	〃	
〃	コンデンサー	3	〃	
〃	アレスター	3	個	
〃	高圧盤	9	面	
〃	低圧盤	7	〃	
〃	母線・フレーム・碍子	1	式	高圧・低压
〃	キュービクル箱体	16	面	
〃	ハンドホール	3	個	水抜含む
保安・清掃・整備		1	式	
試験電源費		1	〃	
仮設電源費		1	〃	
報告書作成費	2部	1	〃	
直接物品費		1	〃	
業務管理費		1	〃	
一般管理費		1	〃	
仮設電源	植物園事務所	1	式	

自動扉設備保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの自動扉設備の保守点検を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

4回／1年

一般事項

- ・年4回（6月・9月・12月・3月）メーカーの技術者を派遣し、別紙点検内容の項目について点検を行う。
 - ・委託期間中に突発的な故障等により施設より点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し原因の追求を行い、正常な状態を確保するか、又は応急的な処置を施す。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象機器〉

自然史博物館	DS-75S	4台
花と緑と自然の情報センター	DS-150D	3台
	DS-150S	2台

〈点検内容〉

- ・ドア、サッシ部の点検及び調整
- ・懸架部の点検及び調整
- ・動力部、作動部の点検及び調整
- ・制御装置の点検及び調整
- ・検出装置の点検及び調整
- ・電気回路の点検
- ・消耗度の著しい部品の取替え
- ・その他必要と思われる点検

※点検に必要な消耗品は本契約に含む

非常用発電設備保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの非常用発電機設備の保守点検を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

2回／1年

- ・半年毎点検
- ・2年毎点検(令和8、10年度実施)

一般事項

- ・専門の技術者を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
- ・委託期間中、突発的な故障等により点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣して速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・点検・試運転に使用した燃料は補給すること。

対象発電装置

明電舎製 ディーゼル発電装置 ZX675 HPBS 400 kva

非常用ディーゼル発電設備点検整備仕様書 (1)

項目	点検整備内容	半年毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎	備考
エンジン	各締付部緩みの有無、可動部等への注油	○	○	○	○	○	
	燃料タンクの油量、水分の混入、燃料漏れの有無	○	○	○	○	○	ドレン抜き
	燃料フィルター水抜き、フィルター交換		○	○	○	○	フィルター交換
	燃料配管系の漏れの有無	○	○	○	○	○	
	燃料噴射ポンプ作動点検、分解整備		○	○	○	○	分解整備
	噴射ノズル噴霧状態・噴射圧力の点検、分解整備			○	○	○	基準圧力に調整
	ラジエター水量点検、水漏れ・目詰まりの有無	○	○	○	○	○	
	ラジエター冷却水及び不凍液(LLC)入れ替え			○	○	○	濃度調整／入替
	ファンベルトの張り具合、損傷の有無	○	○	○	○	○	
	冷却水配管系の漏れの有無、ラバーホース交換		○	○	○	○	ホース交換
	冷却水ポンプ異音、漏れ点検、分解整備		○	○	○	○	ペーツ交換
	潤滑油油量点検・汚れの有無	○	○	○	○	○	
	潤滑油配管系の油漏れの有無		○	○	○	○	
	潤滑油及びフィルター(エレメント)交換			○	○	○	潤滑油交換
	エアーフィルター目詰まり・清掃、フィルター交換	○	○	○	○	○	フィルター交換
	過給機異音の有無、タービン油・フィルターの点検		○	○	○	○	フィルター交換
	排気管・消音器の発錆、破損、漏れの有無		○	○	○	○	補修塗装
エンジン	セルモーターの動作確認、分解整備	○	○	○	○	○	ブラシ交換
	温度・圧力計器類の破損、汚損の有無	○	○	○	○	○	
	吸排気バルブクリアランス測定、調整			○	○	○	基準値に調整
	シリンダヘッドの水・油漏れの有無		○	○	○	○	パッキン交換
	ピストン・シリンダライナー・クランクシャフト分解整備				○		分解整備
	予熱栓、オイルパン・冷却水ヒーターの動作確認	○	○	○	○	○	断線等は交換
	保護装置(圧力・温度・加速度等)の作動確認		○	○	○	○	
	停止ソレノイドの作動点検	○	○	○	○	○	
	運転時の油圧、油温、水温の確認及び記録	○	○	○	○	○	
	運転時の異常振動、異常音の有無	○	○	○	○	○	
付帯設備	運転時の排気色の確認	○	○	○	○	○	
	*付帯設備が無い場合は除く						
	空気圧縮機・空気槽						
	冷却水・潤滑油の有無、潤滑油の交換	○	○	○	○	○	潤滑油交換
	圧縮機分解整備、ベルト交換				○		分解整備
	空気槽からのエア漏れの有無、安全弁作動試験	○	○	○	○	○	基準値に調整
	燃料移送ポンプ・燃料小出層						
	燃料槽の油量確認、燃料配管からの油漏れ	○	○	○	○	○	
	ポンプ運転時の異常振動、異常音の有無		○	○	○	○	
	作動点検(レベルスイッチの確認)	○	○	○	○	○	ペーツ交換
冷却水ポンプ・冷却水(減圧)水槽							
	冷却水槽の水量確認、配管からの水漏れ	○	○	○	○	○	
	水槽内部の汚損、腐食の状態		○	○	○	○	ケレン塗装
	ボールタップの作動状況の確認		○	○	○	○	ペーツ交換
	ポンプ運転時の異常振動、異常音の有無		○	○	○	○	

○ 点検 ◎ 整備又は部品交換

非常用ディーゼル発電設備点検整備仕様書（2）

項目	点検整備内容	半年毎	1年毎	2年毎	4年毎	8年毎	備考
全般	周囲の整理整頓(障害物)及び据付状況の確認	○	○	○	○	○	
	区画、隔壁等破損の有無	○	○	○	○	○	
	雨水の浸透、結露、漏水等の有無	○	○	○	○	○	
	換気装置、照明設備、標識の異常の有無	○	○	○	○	○	
	塗装の剥離、発錆の有無	○	○	○	○	○	補修塗装
配電盤	名称及び用途銘板の汚損・損傷の有無	○	○	○	○	○	
	扉の開閉具合の確認	○	○	○	○	○	
	接地線接続部の緩み・腐食の有無	○	○	○	○	○	
	操作・切替スイッチの操作具合、破損の有無確認	○	○	○	○	○	
	指示計器の外観確認	○	○	○	○	○	計器校正試験
	各表示灯の異常(球切れ等)の有無	○	○	○	○	○	予備ランプと交換
	盤内各機器の取付状態・変形・変色・汚損の有無	○	○	○	○	○	
	ヒューズの断線、異常の有無(導通確認)	○	○	○	○	○	予備ヒューズと交換
	AVR(自動電圧調整装置)基板の変色・損傷の有無	○	○	○	○	○	
	配線の損傷、断線、結束の状態確認		○	○	○	○	
	主回路締付及び制御回路接続部の緩みの有無確認	○	○	○	○	○	
	絶縁抵抗測定	○	○	○	○	○	
	始動・停止時間測定	○	○	○	○	○	
	非常停止及び保安警報装置試験	○	○	○	○	○	
	電圧調整範囲測定及び電圧設定器位置確認	○	○	○	○	○	設定器交換
蓄電池	負荷運転(*実負荷運転は停電操作が必要)	○	○	○	○	○	
	*密閉型に不要な項目は除く						
	変形、クラック、液漏れ、緩みの有無	○	○	○	○	○	触媒栓5年毎交換
	充電装置入力電圧及び浮動・均等電圧の測定	○	○	○	○	○	充電器交換
	蓄電池各セル電圧測定	○	○	○	○	○	蓄電池交換
発電機	蓄電池各セル比重・液温測定	○	○	○	○	○	同上
	蓄電池液面確認(不足時は精製水補水)	○	○	○	○	○	精製水補水
	アンカーボルトの緩み、防振ゴム変形等異常の有無	○	○	○	○	○	
	端子締付部及び接地線の緩みの有無	○	○	○	○	○	
	内部異物、汚損、発錆の有無	○	○	○	○	○	
	通風口(給排気口)、カバーの異物の有無	○	○	○	○	○	
	絶縁物の亀裂、変色、巻線の変形の有無	○	○	○	○	○	
	渡り線及びリード線の状態	○	○	○	○	○	
	スリップリング・刷子磨耗状態の確認(励磁機付は除く)	○	○	○	○	○	刷子交換
	軸受油量、漏油の確認(ベアリングタイプはグリス給脂)	○	○	○	○	○	グリス給脂
	運転時の異常振動、異常音、異臭の有無	○	○	○	○	○	ベアリング交換

○ 点検 ○ 整備又は部品交換

中央監視盤装置保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの中央監視盤装置の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版)」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・年1回、専門の技術者を派遣し、別紙点検項目表の内容について点検を行う。
- ・委託期間中の突発的な故障等により施設から点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し原因を追求し正常な状態を確保するか、応急処置を行う。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・記録計用紙及びインクは受注者の負担とする。

<対象機器>

中央監視盤装置

W e L B A 5 0 0

(パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社製)

中央監視盤装置保守点検業務 点検項目表

点検箇所	数量	点検内容	備考
W e L B A 5 0 0 自 立	1台	コネクタ部の接続状態確認	
		端子部増し締め	
		外観破損状況確認	
		基板間清掃	
		電圧確認	
		測定箇所 規格値	
		入力電圧 AC100V AC100V±10V	
		DC5V DC5.05±0.1V	
		DC24V DC25.5±0.1V	
		伝送電圧 AC24V AC24V±8V	
パネル型アンシェーダ ユニット	1台	メモリーバックアップ電池 交換	
		伝送波形測定	
		運用データバックアップ	
		コネクタ部の接続状態確認	
		外観破損状況確認	
		表示部タッチ動作確認	
パネル型アンシェーダ ユニット (増設用)	1台	ユニット清掃	
		電圧確認	
		測定箇所 規格値	
		入力電圧 DC5V DC5.10±0.1V	
		コネクタ部の接続状態確認	
U P S 1.5kVA	1台	外観破損状況確認	交換推奨時期を過ぎて いる場合は、行わない ものとする。
		筐体の清掃	
		商用／バッテリーの電源切替確認	
		停電時出力波形の観測 ※接続仕様による	
		端子部の増し締め	
		電圧測定	
		測定箇所 規格値	
		入力電圧 AC85V～138V	
		出力電圧 AC100V±6V	
		停電時出力電圧 AC100V±6V ※接続仕様による	
センター装置	1式	筐体及び筐体内部の清掃	
		マウスの動作確認	
		キートップ・キー隙間の清掃	
		キーボードの動作確認	
		ディスプレイ表示部の清掃	
		ディスプレイスイッチ類の確認	
		ディスプレイコネクタの緩み確認	
		エラー確認	
インクジェットプリンター	1台	筐体の清掃	
		コネクタ部の接続状態確認	
		テスト印字	

機器名称	数量	点検内容	備考
電力スケルトン表示 センター装置	1式	筐体及び筐体内部の清掃 マウスの動作確認 キートップ・キー隙間の清掃 キーボードの動作確認 ディスプレイ表示部の清掃 ディスプレイスイッチ類の確認 ディスプレイコネクタの緩み確認 エラー確認	
H U B	1台	筐体の清掃 コネクタ部の接続状態確認 L E D 点灯状態確認	
1制御2監視端末器	77台	筐体の清掃 端子部増し締め 動作確認(端末器への模擬接点入力確認)	
4監視端末器	48台	筐体の清掃 端子部増し締め 動作確認(端末器への模擬接点入力確認)	
1計測端末器	45台	筐体の清掃 端子部増し締め 現地デバイスとセンター装置または入力換算値確認	
システム拡張端末器	1台	筐体の清掃 端子部増し締め 設定データ確認	
4計量端末器	7台	筐体の清掃 端子部増し締め 現地メータと中央表示値との確認	
4制御8監視端末器	5台	筐体の清掃 端子部増し締め 動作確認(端末器への模擬接点入力確認)	
16監視端末器	7台	筐体の清掃 端子部増し締め 動作確認(端末器への模擬接点入力確認)	
集合計測端末器	15台	筐体の清掃 端子部増し締め 現地デバイスとセンター装置または入力換算値確認	
端末器納入盤点検	25面	筐体及び筐体内部の清掃 外観破損状況確認 端子部増し締め 電圧確認 測定箇所 規格値 入力電圧 AC100V AC100V±6V 制御・監視電圧測定 AC100V±6V・AC/DC24V±10% 伝送電圧 AC24V±8V	

※1 制御ポイントは試験は行わないものとする。

※2 移報試験及び連動試験は行わないものとする。

※3 計量端末器の現地メータ読み合わせについては、メータ設置場所により協議の上、実施とする。

シャッター設備保守点検 業務委託特記仕様

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターのシャッター設備の保守点検を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・年1回メーカーの技術者を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
- ・委託期間中、突発的な故障等により、施設から点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣して速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。業務終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象設備〉

重量シャッター(東洋シャッター製)

13台

シャッター設備 点検項目表

点 檢 箇 所	点 檢 内 容	備 考
電動装置	モーター損傷の有無	
	押鉗スイッチの動作状態	
	リミットスイッチの動作状態	
	安全スイッチの動作状態	
	配電盤マグネットスイッチの動作状態	
	ブレーキの動作状態	
	各部の配線状態	
巻取装置	手動装置の動作状態	
	シャフト軸の歪み・磨耗・損傷の有無	
スラット	軸受メタルの取付状態	
	スラットの歪み・磨耗・損傷の有無	
	爪の取付状態、磨耗・損傷の有無	
	吊元の取付状態、磨耗の有無	
レール	座板の取付状態、損傷の有無	
	ガイドレールの取付状態	
その他	レール呑口の取付状態	
	ヒューズ装置の作動状態、損傷の有無	
	煙・熱感知器の作動状態	
	ソレノイドの焼損の有無、作動状態	
	制御器の連動一次側充電の確認	
	随時閉鎖装置の作動状態、損傷の有無	
	扉の作動状態、損傷の有無	

直流電源装置保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの直流電源装置の保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出すまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・年1回メーカーの技術者を派遣し、別紙点検項目表の内容について点検を行う。
 - ・委託期間中の突発的な故障等により施設から点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し原因を追求し正常な状態を確保するか、応急処置を行う。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象設備〉

- ・エナジーウィズ
整流器形式 REC-340M5
蓄電池形式 MSJ-200×54セル
- ・新神戸
整流器形式 AO-32-120-20BD-MJ
蓄電池形式 MSJ-150×54セル

直流電源装置保守点検業務 点検項目表

(1) 蓄電池

点検項目	点検内容	備考
設置環境	塵埃・振動の有無、温度、換気状態 盤・架台の保有距離	
点検回数	キューピクル・台車・架台・端子等の変形、変色、 キズ、亀裂、発錆、腐食 扉の開閉、台車引出の状態	
蓄電池の外観確認	電槽・蓋・各部パッキンの変形、亀裂 端子・ボルト・ナット・接続管の腐食、発錆 封口部の亀裂、剥がれ 排気栓・液口栓の変形、亀裂 温度センサー・減液警報電極の取付状態、損傷、変形	
浮動充電状態における特性確認	充電電圧の測定 電解液比重・温度の測定	
端子部の締付確認	蓄電池端子のボルト・ナット 端子台のボルト・ナット・ビス	
清掃	蓄電池の収納部及び蓄電池本体	
最終確認	総充電電圧の測定(浮動・均等) 充電電流の測定(浮動・均等)	

(2) 整流器

点検項目	点検内容	備考
設置環境	塵埃・振動の有無、温度、換気状態 盤・架台の保有距離	
盤内外	構造・各部品の変形、キズ、亀裂、発錆、異音、異臭、異温	
運転状態	交流入力電圧の測定及び検相 直流出力電圧(蓄電池・負荷)の測定 直流出力電流(蓄電池・整流器・負荷)の測定	
清掃	盤内外の塵埃・汚れの除去	
絶縁抵抗測定	交流入力-大地間、直流出力-大地間	
機械的動作	扉の開閉及び引出を必要とするものの確認 接触器・開閉器・切替器の動作	
各部締付・ハンダ付け	各端子部・取付部のボルト、ナット、ビス類の締付状態 及びハンダ付けの状態	
直流出力電圧特性	自動電圧設定値(浮動・均等) 手動電圧調整範囲	
直流出力電流特性	最大垂下電流	
自動均等充電回路動作	回路充電の動作 手動切替の動作	
電圧波形	直流出力電圧	
部品特性	保護継電器の動作	
	直流電圧計の誤差	
電気的動作	運転・停止時及び各切替操作時の動作 保護運動の動作 表示灯・表示器の点灯、表示	
最終確認	自動電圧設定値(浮動・均等) 直流出力電圧・電流の安定性	

防排煙設備保守点検 業務委託特記仕様

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館の防排煙設備の保守点検を行うもので、設計図（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書 を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

4回／1年
(6月、9月、12月、3月)

一般事項

- ・専門の技術者を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
- ・消防法第17条の3の3の規定に基づく点検を行い、結果報告は「消防法」・「同法施工令」・「同法施工規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- ・委託期間中、突発的な故障等により施設より点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣して速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象設備〉

・防災操作盤	1面
・防災表示盤	1面
・防火扉（自動閉鎖装置含む）	32枚
・防火シャッター（自動降下装置含む）	2枚
・排煙機	5台
・同上操作盤	5面
・排煙ダンパー	15個
・同上手動開閉装置	15個

点検対象機器の設置場所一覧

設置場所	防災操作盤	防災表示盤	防火扉及び自動閉鎖装置	排煙機	防火シャッター及び自動降下装置	排煙ダンパー	備考
B1F							
石工室						1	
旧中央監視室	1					1	
控室						1	
休憩室						1	
展示品制作室						1	
EVホール						1	
1F							
トラックヤード			2				
普及センター					2		
講堂			4	1		3	
管理棟扉			2				
ロッカ一室			1				
第1展示室			4			1	
第2展示室			3			1	
管理棟廊下						1	
宿直室	1						
2F							
第3展示室			4			1	
第4展示室			2				
特別展示室			2			1	
第1収蔵庫			2				
第2収蔵庫			2				
管理棟廊下						1	
管理棟扉			2				
化粧室			1				
第2展示室			1				
書庫				2			
P F							
屋上ファンルーム				2			

ドライビングパネル保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターのドライビングパネルの保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」）に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出すまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・年1回メーカーの技術者を派遣し、別紙点検項目表の内容について点検を行う。
 - ・委託期間中の突発的な故障等により施設から点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し原因を追求し正常な状態を確保するか、応急処置を行う。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象設備〉

D P - 6 0 S / 1 0 0 型 (コマニー製) 29枚
設置場所 花と緑と自然の情報センター2階 ネイチャーホール

ドライビングパネル保守点検業務 点検項目表

点 検 箇 所	点 検 内 容	備 考
直線レール (全体)	ゆれの有無	
直線レール (ジョイント部)	段差の有無	
直線レール (内側)	キズ・ゴミの有無	
分岐レール (全体)	ゆれの有無	
分岐レール (ジョイント部)	段差の有無	
分岐レール (内側)	つぶれ・キズ・ゴミの有無	
吊込口部	脱落・ゆるみの有無	
吊り車 (タイヤ)	割れ・キズ・減りの有無	
吊り車 (ペアリング)	割れ・ガタの有無	
吊り車 (固定ナット)	ゆるみの有無	
パネル (建てり)	目地巾異常の有無	
圧接機構	作動不良の有無	
シールド機構	作動不良の有無	
圧接ブッシュ	脱落・ストローク不足の有無	
ジョイント隙間材	脱落・破損の有無	
縦エッジ	曲がり・ビスゆるみの有無	
圧接ゴム	脱落・破れの有無	
ジョイントゴム	脱落・破れの有無	
操作口	脱落・ビスゆるみの有無	
表面 (表面材)	剥がれ・キズの有無	
表面 (塗装)	剥がれ・キズの有無	
表面 (クロス)	剥がれ・キズの有無	
ドア (圧接機構)	作動不良の有無	
ドア (丁番)	変形・ビスゆるみの有無	
ドア (ノブ)	作動不良・ビスゆるみの有無	
ドア (ロック)	作動不良・ビスゆるみの有無	

電気時計設備保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館の電気時計設備の保守点検を行うもので、設計図書(本仕様書、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版）」)に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・専門の技術者を派遣し別紙点検項目の点検作業を行う。
- ・委託期間中、突発的な故障等より施設より点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣し速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象機器〉

・親時計	水晶式電気時計	P T - 5 1 T L R - P E	1台
・子時計	時報器	D - 5	1台
	3 1 0 丸型		19台

〈点検項目〉

- ・建築保全業務共通仕様書の通りとする。

真空式ヒーター保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの真空式ヒーター設備の保守点検を行うもので、設計図書(本仕様書、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省 大臣官房官庁 営繕部監修の最新版)」)に基づき保守点検を行うとともに、点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

1回／1年

一般事項

- ・専門の技術者を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
 - ・委託期間中、突発的な故障等により施設より点検要請を受けた場合は、直ちに専門の技術者を派遣して速やかに原因を追求し正常な状態を確保するか、又は応急措置を施す。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象機器〉

・ガス炊き真空式ヒーター (昭和鉄工製)
S V - N 2 5 0 3 G - H 1台

〈点検項目〉

	点 檢 項 目	点 檢 内 容	備 考
機能試験	プレページ測定	実測値の測定	秒
	イグニッション連続測定	〃	〃
	不着火検出測定	〃	〃
	断火検出測定	〃	〃
	パイロットフレーム測定	〃	μA
	メインフレーム測定	〃	〃
	ガス流量測定	〃	Nm ³ /h
	エアフロースイッチ測定	〃	mmAq
	ポストページ測定	〃	秒
	ガス圧スイッチ測定	〃	mmAq
	一次供給圧静圧測定	〃	〃
	〃 動圧測定	〃	〃
	パイロット動圧測定	〃	〃
	メイン動圧測定	〃	〃
	バルブ・ガス通り抜け測定	〃	cc/min
電気関係	バーナーモーター絶縁	絶縁抵抗の測定	1MΩ以上
	〃 電流	負荷電流の測定	定格の115%以下
	操作回路絶縁	絶縁抵抗の測定	1MΩ以上
		目視点検	
	電磁開閉器	ビスの増締 接点焼損の有無	
その他	圧力スイッチ・ サーモスタット	目視点検・圧力計、 温度計の確認	
	排ガス測定	サーモスタット作動テスト	
	燃焼状態	O ₂ 実測値の測定	6.5%以下
	着火状態	煙りの発生の有無	
	フローチャート	繰返しテストによる確認	
	運転音	実作動によるプログラムの確認	
	ガス配管系統	異音の有無	
		ガス漏れの有無	

空気環境測定 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの空気環境測定業務を行うもので、建築物における衛生環境の確保に関する法律施行規則第3条、本仕様書に基づき実施する。

点検回数

6回／1年

一般事項

- ・測定は2ヶ月毎に1回（奇数月）、測定項目は6項目、測定場所1箇所につき2回（午前・午後）測定を行う。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈測定項目〉

- ・温度
- ・相対湿度
- ・浮遊粉塵量
- ・一酸化炭素含有率
- ・二酸化炭素含有率
- ・気流

〈測定場所〉

○自然史博物館（本館）

- | | |
|---------------|----------|
| ①オリエンテーションホール | ②第1展示室 |
| ③第2展示室 | ④第3展示室 |
| ⑤特別展示室 | ⑥2階ギャラリー |
| ⑦講堂 | ⑧1階事務室 |
| ⑨管理棟2階廊下 | ⑩外気 |

○花と緑と自然の情報センター

（自然史側）

- | | |
|-----------|-----------|
| ①一般収蔵庫 | ②特別収蔵庫 |
| ③液浸収蔵庫 | ④総合監視センター |
| ⑤地域自然誌展示室 | ⑥ネイチャーホール |

（植物園側）

- | | |
|-----------------|----------|
| ①1階事務室 | ②憩いのエリア |
| ③サービスエリア | ④2階アトリウム |
| ⑤ひとり・ふたり・みどりホール | |

貯水槽清掃及び水質検査 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの貯水槽（受水槽・雑用水槽）清掃及び水質検査業務を行うもので、本仕様書、別紙貯水槽清掃・水質検査・簡易専用水道検査共通仕様書、貯水槽清掃作業実施要領に準じて実施する。

点検回数

1回／1年
清掃作業は年1回
但し、水質検査は年2回とする。
(清掃後1週間以内、清掃後6ヶ月検査)

一般事項

・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈業務委託内容〉

①貯水槽清掃（1回／年）

・受水槽（9月） 容量 3 6 m³ (F R P製)

・雑用水槽（9月） 容量 6 m³ (F R P製)

②飲料水水質検査（各1回／年）

・清掃後1週間以内（15項目）及び夏季検査（9月）

自然史博物館 1箇所

花と緑と自然の情報センター 1箇所

・清掃後6ヶ月検査（10項目）

自然史博物館 1箇所

花と緑と自然の情報センター 1箇所

③雑用水水質検査（2回／年）

・実施時期は、②に準ずる。

雑用水槽 1箇所

貯水槽清掃・水質検査・簡易専用水道検査共通仕様書

1. 貯水槽清掃

作業者は、作業前3ヶ月以内に消化器系伝染病等についての健康診断を受け、健康状態の不良な者は作業に従事しないこと。作業衣及び器具は、貯水槽専用のものを消毒して使用し作業が衛生的に行われるようすること。尚、貯水槽の清掃は、貯水槽清掃作業実施要領に基づいて実施する。

2. 水質検査

水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚労省令第101号）の表中項目のうち、平15年厚生労働省告示第261号に準じて以下の項目について行う。

1) 清掃終了後1週間以内（15項目）

- | | | |
|----------------|-----------------------|-------------------|
| (1) 一般細菌 | (2) 大腸菌 | (3) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 |
| (4) 塩化物イオン | (5) 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | |
| (6) pH値 | (7) 味 | (8) 臭気 |
| (9) 色度 | (10) 濁度 | (11) 鉛及びその化合物 |
| (12) 亜鉛及びその化合物 | (13) 鉄及びその化合物 | (14) 銅及びその化合物 |
| (15) 蒸発残留物 | | |

※但し、雑用水については大腸菌のみ検査を行う。

2) 消毒副生成物（夏季検査項目・12項目＝6月1日～9月30日の間に実施）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) シアン化物イオン及び塩化シアン | (2) 塩素酸 |
| (3) クロロ酢酸 | (4) ジブロモクロロメタン |
| (5) ジクロロ酢酸 | (6) ブロモホルム |
| (7) 臭素酸 | (8) 総トリハロメタン |
| (9) トリクロロ酢酸 | (10) ブロモジクロロメタン |
| (11) クロロホルム | (12) ホルムアルデヒド |

3) 貯水槽清掃後6カ月後検査（10項目）

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 一般細菌 | (2) 大腸菌 |
| (3) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | (4) 塩化物イオン |
| (5) 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | (6) pH値 |
| (7) 味 | (8) 臭気 |
| (9) 色度 | (10) 濁度 |

※但し、雑用水については大腸菌のみ検査を行う。

3. 簡易専用水道検査

ビル管理法該当施設による書類審査のため、検査は実施しない。

採水上の注意

1) 試料容器

容器は理化学試験に用いる試料の容器と、あるいは生物試験用とは別々の容器を用いる。

2) 採水

給水栓（末端水栓）から試料を採水するときは、給水管の容量に相当する量以上の水を採水し、採水容器内部を飲料水で数回洗浄し、容器内部に空間が残らないように採水する。細菌試験に用いる試料は滅菌された容器を用い、特に採取するときは空気中の落下細菌あるいは手、蛇口内部からの細菌汚染を受けないよう注意する。

3) 試料採取時の記録について

現場で分析を必要とする項目（臭気・pH値・外観・残留塩素・溶存酸素等）は可能な限り現場で直ちに分析する。

4) その他

試料運搬には温度の影響を受けないよう保冷箱等を使用し、低温を保って試料の温度変化を防ぐこと。

検査方法

残留塩素の測定については、平成15年厚生労働省告示第318号による。

貯水槽清掃作業実施要領

貯水槽（受水槽・雑用水槽）清掃作業は、次の要領により行うものとする。

1. 事前調査及び関係者との打ち合わせ

事前調査を十分に行って機材・工程等を検討し、作業の円滑化を図る。
尚、電気・水道関係の施設利用につき監督職員と十分な打ち合わせを行い、事故等の防止を図る。

2. 作業準備

機材を搬入し、その据え付けを行う。

3. 水道周辺の点検・清掃等

マンホール・オーバーフロー管・エアー抜管・防虫網・フロートスイッチ
・加圧送水ポンプ等水槽周辺の点検を行い、必要に応じそれらの清掃・補修を行う。

4. 作業前水質検査

濁度・色度・臭気・味・pH値・遊離残留塩素の6項目について、測定を行う。

5. 水槽内の排水

ドレン又は水中ポンプ等を利用する。

6. 水槽内の換気及び塩素・酸素濃度の測定

排水完了後の換気は換気ファンにより、空気中の塩素濃度・酸素濃度は測定器具を用いて行う。

7. 作業前写真撮影

清掃作業前の現状を撮影し、清掃作業後に比較検討を行う。

8. 水槽内点検

水槽の状況・ボールタップ・フート弁・警報装置等について点検する。

9. 水槽内洗浄及び残水処理

ドレン又は水中ポンプ等を利用する。

10. 水槽内機器の補修・取替え

点検により不良・不備のボールタップ・フート弁等の機器は必要に応じて補修又は取替えを行う。

11. 第1回消毒

50-100 ppmの10%次亜塩素酸ソーダ溶液により行い、30分間放置する。

12. 水槽内洗浄及び残水処理

ドレン又は水中ポンプ等を利用する。

13. 第2回消毒

第1回消毒に同じ。

14. 作業後写真撮影
清掃作業後の撮影を行い、効果を記録する。
15. 水槽内水張り
上水を入れる。
16. 機器検査・調整
ボールタップ・フート弁・加圧送水ポンプ等、水槽内部・周辺機器の検査・調整を行う。
17. 作業後水質検査
作業前水質検査に同じ。
18. 水槽周辺の整理・後片付け
19. 機材の搬出
20. その他
工程については監督職員と十分な調整を行う。機器の不良等により補修又は取替えを行う場合は監督職員に十分な説明を行い、了解を得た上、適宜必要な処置を行う。

煤煙測定 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの煤煙の測定業務を行うもので、大気汚染防止第16条2項、本仕様書に基づき実施する。

点検回数

2回／1年

一般事項

- ・年2回（8月・2月）専門の技術者を派遣し、測定を行う。
- ・別紙記載の測定場所にて対象機器、測定項目について実施する。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。作業終了後、速やかに報告書を提出する。

〈対象機器〉

- ・ガス吸収式冷温水発生機(自然史系統) Σ T B G - 2 5 0 D N 6
- ・ガス吸収式冷温水発生機(自然史系統) T S A - B U W - 2 4 0 E 1 G
- ・ガス吸収式冷温水発生機(花緑系統) T S A - B U W - 2 1 0 E 1 G

測定項目及び測定場所

(測定項目)

- ・煤塵濃度
- ・窒素酸化物濃度
- ・オルザット分析 (酸素・一酸化炭素・二酸化炭素)
- ・水分量
- ・流速
- ・温度

(測定場所)

煙道（地下1階熱源空調機械室）点検口とする。

害虫防除 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの害虫防除業務を行うもので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施工令、同法施行規則、本仕様書に基づき実施する。

点検回数

2回／1年

一般事項

- ・年間2回（日時については当館より指定）専門の技術者を派遣し、別紙の箇所について作業を行う。
 - ・作業対象面積及び空間噴霧箇所容積は別紙のとおり。
 - ・適宜害虫状況を把握しその発生の無いように努めること。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書(作業写真 1部含む)を提出する。

〈実施方法〉

残留噴霧・ベイト剤等塗布及び設置型駆除剤及び空間噴霧とする。
使用薬剤はヒドラメチルノン剤、フェニトロチオン剤、ペロメトリン剤、
イミプロトリン剤、フェノトリン剤等又は同等のものを使用する。

〈作業対象面積〉

(自然史博物館)

階層	面積
地下1階	855.07m ²
1階	3,178.35m ²
2階	2,404.71m ²
3階	550.95m ²
屋階	76.93m ²
合計	7,066.01m ²

(花と緑と自然の情報センター)

地下1階	2,944.92m ²
1階	3,238.09m ²
2階	1,917.91m ²
3階	49.08m ²
合計	8,150.00m ²

作業終了後、速やかに報告書(作業写真 1部含む)を提出する。

〈空間噴霧箇所容積〉

(自然史博物館)

	面積 (m ²)	天井高 (m)
2階・第一収蔵庫	207.09	3.00
〃・第二収蔵庫	310.08	3.00
〃・書庫	100.30	7.40
3階・第三収蔵庫	207.09	3.00
〃・第四収蔵庫	310.08	3.00

(花と緑と自然の情報センター)

	面積 (m ²)	天井高 (m)
地下1階・一般収蔵庫	748.34	5.00
〃・特別収蔵庫	688.22	5.00
〃・液浸収蔵庫	323.48	5.00

汚水槽・雑排水槽清掃 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館及び花と緑と自然の情報センターの汚水槽、雑排水槽の清掃業務を行うもので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行規則、同法に基づく厚生労働省告示・本仕様書に基づき実施する。

点検回数

2回／1年

一般事項

- ・別紙汚水・雑排水槽清掃業務作業要領による。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。作業終了後、速やかに作業報告書(作業写真1部含む)を提出する。

〈業務対象〉

自然史博物館

① 汚水槽（職員通用口側屋外）	26.2m ³ (1槽)
② 汚水槽（地下1階トイレ床下）	15.6m ³ (1槽)
③ 雜排水槽（地下1階床下）	33.0m ³ (1槽)

花と緑と自然の情報センター

① 雜排水槽（地下1階空調機械室床下）	36.0m ³ (1槽)
② 雜排水槽（地下1階熱源機械室床下）	36.0m ³ (1槽)

汚水・雑排水槽清掃業務作業要領

本業務は、以下の清掃要領・業務実施時における注意事項に基づき実施する。

〈清掃要領〉

- ①水槽内の汚水・雑排水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- ②底部・壁面・排水ポンプ・配管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。
作業終了後、速やかに作業報告書(作業写真1部含む)を提出する。
- ③清掃終了後、水張りを行い水位の低下の有無を調べ、漏水の無いことを確認する。
※清掃により発生した汚泥等はバキュームにて吸引し除去を行う。

(業務実施時における注意事項)

- ・蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
- ・除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ・照明に用いる器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- ・水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- ・清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することの、ないよう留意する。
- ・清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「下水道法」等の規定に基づき適切に処理する。

電話交換機設備保守点検 業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館の電話交換機の保守点検を行うもので、本仕様書に基づき実施する。
点検報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

点検回数

12回／1年

一般事項

- ・毎月1回、専門の技術者を派遣し別紙点検項目の作業を行う。
 - ・故障等により点検要請を受けた時は直ちに技術者を派遣し原因を追求し、正常な状態を確保すること。
 - ・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
- 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

電話交換機保守点検項目

	作業項目		周期	保守点検内容
デジタル電子交換機	1	ライン回路動作試験	4／年	・各端末から発信を行い、接続及び通話品質の確認を行う ・着信呼び出し、及び応答等を確認する
	2	局線、専用線トランク動作試験	1／月	・全局線（専用線）に対し発信接続し、接続の安定性及び通話品質を確認する
	3	サービス機能試験	1／月	・全局線（専用線）からの着信応答機能を確認する ・各サービス特番のダイヤルによる動作を確認する
	4	ページング試験	1／月	・ページング（放送）特番のダイヤルによる方路の捕捉及び呼出し音声の品質を確認する
	5	データ管理	2／年	・原標データを整理し、保存する
	6	警報装置試験	1／月	・擬似障害により警報表示及び情報記録機能（可能なもの）を確認する
	7	システム時計確認	1／月	・システム時計を確認し誤差を修正する
	8	作業終了後、速やかに報告書を提出する。	2／年	・交換設備の清掃を行い、機器据付を確認する
端末機器	9	多機能電話機試験・点検	2／年	・発着信時の接続及び通話品質、鳴動等確認する ・各種機能ボタン、ダイヤル釦の操作状態、及びディスプレイ表示の確認、さらに各機能の接続試験を行う
	10	アナログ電話機試験・点検	2／年	・発着信時接続及び通話品質、ダイヤル、鳴動等を確認する
	11	留守番電話装置試験・点検	1／月	・留守番状態での動作試験及び応答、録音メッセージの通話品質を確認する
	12	各端末機器点検・清掃	2／年	・機器の清掃を行い、部品の取付状態を外観点検する
電源設備	13	充電装置試験・点検	2／年	・充電装置の浮動電圧、出力電流測定、交換機への負荷電圧及び電流を測定する
	14	蓄電池点検	1／月	・蓄電池の変形、液漏れ、破損等の異常を目視確認する、各単電池電圧、比重、液温、液量を確認する（シール型を除く）
	15	交換機内部電源点検	2／年	・内部電源装置の発生電圧を確認する
	16	各機器点検清掃	2／年	・充電装置、蓄電池等の清掃を行い、機器据付を確認する
配線盤等	17	本配線盤（MDF）・端子盤点検	1／年	・盤内結線の配線整理及び端子表を整理する
	18	接地抵抗測定	1／年	・接地抵抗を測定する
	19	端子盤清掃	1／年	・盤内を清掃する
配線路	20	端末配線点検整備	2／年	・端末配線を目視する
	21	絶縁抵抗測定	2／年	・MDFから各端末配線の絶縁抵抗を測定する
他	22	予備品・付属品点検	1／年	・予備品、付属品の点検及び予備品リストを整備する

建築設備定期検査業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館(本館)及び花と緑と自然の情報センター（自然史博物館管理部分）の施設について、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、定期検査をし、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

受託者の資格

一級建築士もしくは、二級建築士又は、国土交通大臣が定める資格を有するもの。

検査回数

1回／1年

一般事項

- ・有資格の技術者を派遣し定期検査作業を行う。
作業時、人に危害を及ぼさないように必要な安全対策を講じること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・防排煙設備保守点検と重複している項目については、防排煙設備保守点検で検査している内容を報告すること。

〈施行場所〉

- 住 所 大阪市東住吉区長居公園 1-2-3
- ・大阪市立 自然史博物館(本館)
 - ・花と緑と自然の情報センター自然史博物館管理部分(新館)

〈施設概要〉

	本 館	新 館
延床面積	7,066.01m ²	5,000m ²
建築面積	4,392.67m ²	3,507m ²

〈構 造〉

- ・自然史博物館
- 地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・花と緑と自然の情報センター (自然史博物館管理部分)
- 地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造

定期報告制度 記号番号

- ・建 築 物 : ヒス博 1
- ・建築設備 : ヒス設 150
- ・防火設備 : ヒス防 71

防火設備定期検査業務委託特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市立自然史博物館(本館)及び花と緑と自然の情報センター(自然史博物館管理部分)の施設について、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、定期検査をし、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

受託者の資格

一級・二級建築士または防火設備検査員の資格を有するものとする。

検査回数

1回／1年

一般事項

- ・有資格の技術者を派遣し定期検査作業を行う。
作業時、人に危害を及ぼさないように必要な安全対策を講じること。
- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。
作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・防排煙設備保守点検と重複している項目については、防排煙設備保守点検で検査している内容を報告すること。

施行場所

住 所 大阪市東住吉区長居公園 1-2-3

- ・大阪市立 自然史博物館(本館)
- ・花と緑と自然の情報センター自然史博物館管理部分(新館)

施設概要

	本 館	新 館
延床面積	7,066.01m ²	5,000m ²
建築面積	4,392.67m ²	3,507m ²

構 造

- ・自然史博物館
地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・花と緑と自然の情報センター（自然史博物館管理部分）
地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造

定期報告制度 記号番号

- ・建 築 物：ヒス博1
- ・建築設備：ヒス設150
- ・防火設備：ヒス防71

防火設備定期検査 対象設備

名 称	品質 形状 寸法	点検数量		備考
		員数	単位	
1. 本館部分				
防火防煙スクリーン	煙感知器連動 (手動閉鎖装置・連動制御盤含む)	4	枚	本館 E V乗り場前
防火シャッター	自動降下装置、YM式オートアンロック操作盤共	2	枚	本館 1 階普及センター
防火扉	自動閉鎖装置、YM式オートアンロック操作盤共	16	枚	本館 1 階 (トックヤード、講堂、管理棟扉、ロッカ室、第1・2展示室)
防火扉	自動閉鎖装置、YM式オートアンロック操作盤共	16	枚	本館 2 階 (第2・3・4展示室、第1・2収蔵庫、特別展示室、理棟扉、化粧室)
2. 新館部分	(自然史博物館管理部分)			
電動式シャッター	煙感知器連動	8	枚	
防火戸	煙感知器連動	13	枚	
計		59	枚	

建築物の敷地及び構造 定期調査業務委託特記仕様書（2028年度実施、前回実施は2025年度）

委託業務概要	本業務は、大阪市立自然史博物館(本館)及び花と緑と自然の情報センター(自然史博物館管理部分)の施設について、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、定期調査をし、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。
受託者の資格	一級建築士・二級建築士または国土交通大臣が定める資格を有するもの。
調査回数	1回／3年（前回：2022年度実施） ※本契約では外壁の全面打診（又は赤外線）調査は行わない。（次回2034年度（令和16年度））
一般事項	<ul style="list-style-type: none">・有資格の技術者を派遣し定期点検作業を行う。 作業時、人に危害を及ぼさないように必要な安全対策を講じること。・業務実施にあたり、自然史博物館業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。 作業終了後、速やかに報告書を提出する。

施行場所

住 所 大阪市東住吉区長居公園 1-2-3

- ・大阪市立 自然史博物館(本館)
- ・花と緑と自然の情報センター自然史博物館管理部分(新館)

施設概要

	本 館	新 館
延床面積	7,066.01m ²	5,000m ²
建築面積	4,392.67m ²	3,507m ²

構 造

- ・自然史博物館
地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・花と緑と自然の情報センター (自然史博物館管理部分)
地上3階、地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造

定期報告制度 記号番号

- ・建 築 物 : ヒス博 1
- ・建築設備 : ヒス設 150
- ・防火設備 : ヒス防 71

ホイスト式クレーン定期自主検査特記仕様書

委託業務概要

本業務は、大阪市自然史博物館のホイスト式クレーンを「クレーン等安全規則」に基づき定期自主検査（月例点検及び年次点検）を行うものである。

点検回数

- ・月例点検 1回／月 (11回)
- ・年次点検 1回／年 (月例点検1回を含む)

一般事項

- ・業務実施にあたり、自然史博物館業務及び花と緑と自然の情報センター業務に支障なきよう担当職員と十分な打合せを行い、その指示に従う。作業終了後、速やかに報告書を提出する。
- ・点検時には当館の高所作業台の使用を認めるものとする。
- ・定期自主検査による不良個所
定期自主検査により確認された不良個所の部品交換等に要する費用は、別途支払うものとする。

〈業務対象〉

設置場所	型 式	数量
新館 1 階 トラックヤード用	U-2-LDH2 三菱電機(株)製 (吊上げ荷重 2 t)	1 基
2 階 ネイチャーホール用	U-2-HDH2 三菱電機(株)製 (吊上げ荷重 2 t)	1 基

1. 月例定期自主検査

クレーンについて、1月以内ごとに1回、定期に、次の事項について定期検査を行う。

- (1) 卷過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
- (2) ワイヤロープ及び吊りチェーンの損傷の有無
- (3) フック等の吊り具の摩耗、亀裂、損傷、外れ止め等の異常の有無
- (4) 配線、給電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
- (5) 走行レール部分の異常の有無並びに無負荷試験（横行・走行・巻上下時の異音の有無、ブレーキ、過巻リミット作動の良否）

2. 年次定期自主検査

1年に1回、自主検査においては、構造部分、機械部分、電気部分、ワイヤロープまたはつりチェーン、吊り具およびレール、ブレーキ等の異常の有無についての点検を行うほか荷重試験を行うこと。

荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重のウェイトを吊って、吊り上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行うものとする。

- (1) 押鉗スイッチの異常の有無
- (2) ワイヤロープの素線の異常の有無
- (3) フックブロックのフック及びシープ等の摩耗、亀裂等、異常の有無
- (4) エコラーザシープ、巻胴・枠の亀裂、損傷、摩耗等、異常の有無
- (5) 巻上ブレーキの構成部品の摩耗、損傷の有無、ブレーキギャップの検査
- (6) 管制器箱、巻過防止装置の異常の有無
- (7) ホイスト横行部、減速機、電動機の異常の有無
- (8) 給電装置、走行レールの異常の有無、絶縁抵抗の測定

対象設備一覧

機器名称	形式・仕様	製造者	設置場所		数量	点検周期	備考
			階	室名			
1 照明器具の点灯状態 照明球の断芯球交換	展示室関係(展示ケース)含む			各室	一式		
2 電気時計設備	親時計 (水晶式電気時計)	シチズン		監視センター	1台		
	子時計 (時報器・310丸型)			各室	20台		
3 シャッター	重量シャッター	東洋シャッター			13台		
4 高圧	高圧盤		日進電気	本館 B 1	6面		
	遮断器	V C B	三菱電機		4台		
	断路器(DS・LBS)	DS(3P)・LBS	三菱電機		2台		
	接触器	真空開閉器	三菱電機		7台		
	保護継電器	過電流継電器	三菱電機		2台		
		過電圧継電器	三菱電機		6個		
		不足電圧継電器	三菱電機		1個		
		低圧地絡継電器	光商工		3台		
	変圧器		三菱電機		7台		
	進相コンデンサー ・リアクトル		三菱電機		各2台		
	計器用変成器	低圧盤含む	三菱電機		10台		
	高圧盤		因幡電機	新館 B 1	9面		
	遮断器	V C B	三菱電機		7台		
	断路器(DS・LBS)	DS(3P)・LBS	三菱電機		1台		
	接触器	真空開閉器	三菱電機		7台		
	保護継電器	過電流継電器	三菱電機		3台		
		過電圧継電器	三菱電機		4個		
		不足電圧継電器	三菱電機		1個		
		低圧地絡継電器	三菱電機		1台		
	変圧器		利昌工業		5台		
	進相コンデンサー ・リアクトル		ニチコン		7台		
	計器用変成器	低圧盤含む	三菱電機		各3台		
					15台		
5 低压	低压盤 6面	高村 (低压盤)	本館 B 1	電気室	14面		
	低压盤 8面	因幡(低压盤)	新館 B 1				
6 分電盤	分電盤 13面 (本館)	高村電機			26面	3	
	分電盤 13面 (新館)	因幡電機					

対象設備一覧

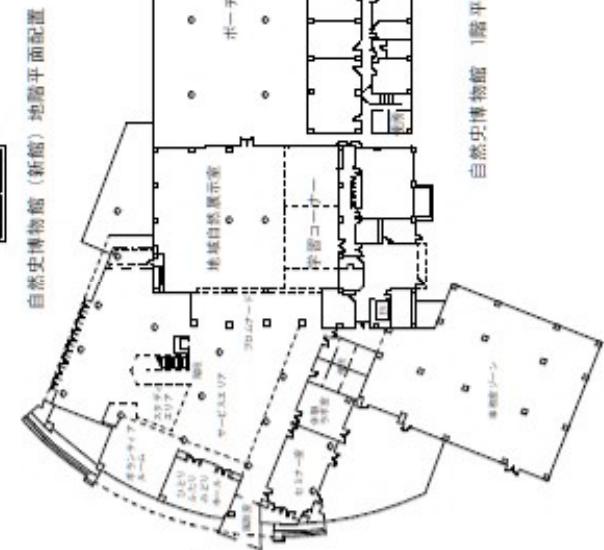
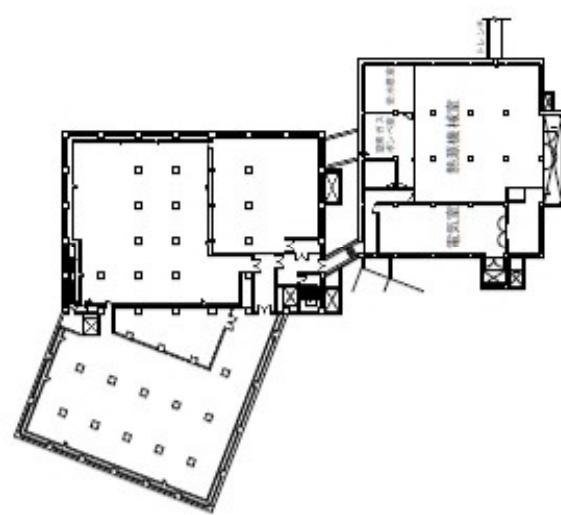
機器名称	形式・仕様	製造者	設置場所		数量	点検周期	備考	
			階	室名				
7 空気濾過装置	展示室系統	各種 エアーフィルター 電気集塵機	各階	本館	一式			
	第1・3収蔵庫系統							
	ホール・研究室系統							
	講堂系統							
	憩いのエリア系統							
	アトリウム東系統							
	アトリウム西系統							
	自然誌展示室系統							
	ネイチャーホール系統		各階	新館	一式			
	特別収蔵庫系統							
8 非常用ディーゼル発電設備	一般収蔵庫(庫外)系統							
	一般収蔵庫(庫内)系統							
	液浸収蔵庫系統							
	エンジン部	明電舎製	新館 B 1	発電機室	1台			
	付帯設備							
9 直流電源設備	整流装置 AO-32-120-20BD-MJ	新神戸	本館 B1	電気室	1面		2007年 3月製	
	蓄電池 MSJ-150				1面 54セル		2007年 3月製	
	整流装置 REC-340M5	エナジーウィズ	新館 B 1		1面		2000年 2月製	
	蓄電池 MSJ-200×54セル				1面 54セル		2011年 2月製	
10 中央監視制御装置	TOTALINK BA10	パナソニック LS エンジニアリング	新館 1 F	監視 センター	一式		2019年 3月	
11 冷温水機	ガス吸収式(RH-HB-1) 型式 TSA-BUW-210EIG (花と緑系統)	三洋	新館 B 1	熱源室	1台		1999年 11月製	
	冷却塔 (CT-H1-1) 型式(SDW-U200ASSC)	荏原シンワ	屋外		1台		2000年 6月製	
	ガス吸収式(RH-SB-1) 型式 TSA-BUW-240EIG (自然史博物館系統)	三洋	新館 B 1	熱源室	1台		1999年 11月製	
	冷却塔 (CT-S1-1) 型式(SDW-U210ASSC)	荏原シンワ	屋外		1台		2000年 6月製	
	ガス吸収式(RH-SB-2) 型式 Σ TBG-250DN6型(自然史博物館系統)	川重	新館 B 1	熱源室	1台		2006年 2月製	
	冷却塔(CT-S1-2) 型式(HT-215MQR-Ri)	三菱樹脂	屋外		1台		2006年 2月製	

対象設備一覧

機器名称	形式・仕様	製造者	設置場所		数量	点検周期	備考		
			階	室名					
12 空調設備	空気調和機	東洋	本館 B1	機械室	4台				
	ポンプ	テラヨクトウ	本館 B1		4台				
	送風機		本館 B1	機械室	11台				
	加湿器		本館 B1		7台				
13 空調設備	チラー(空冷式)	ダイキン	屋外		2台	収蔵庫用			
	パッケージエアコン (室外機)	ダイキン	本館屋外、屋上		自然史 25台				
			新館 屋上		自然史 4台				
			新館 屋外		植物園 5台				
	パッケージエアコン (室内機)		本館 各部屋		自然史 34台				
			新館 各部屋		自然史 11台				
					植物園 14台				
	ファンコイルユニット	新晃	新館 各部屋		53台				
	ルームエアコン	三菱電機	本館地下警備宿直室		1台				
14 真空式ヒーター	ガス炊き真空式ヒーター	昭和鉄工製	新館 B1	熱源室	1台				
	SV-N2503G-H								
	ガス炊き真空式ヒーター	ヒラカワガイダム			1台				
	VEC-25SE-WH-G								
15 自動扉設備	DS-75S	ナブコ	1F	本館	4台				
	DS-150D			新館	3台				
	DS-150S				2台				
16 貯水槽	受水槽 36m ³ (FRP製)		B1	新館	2槽				
	雑用水槽 6m ³ (FRP製)								
17 雜用・汚水槽	汚水槽 (職員通用口側屋外) 26.2m ³ (1槽)		屋外	本館	3槽				
	汚水槽 (トイレ床下) 15.6m ³ (1槽)		BI	本館					
	雑排水槽 (熱源機械室) 36.0m ³ (1槽)		BI	新館					
18 ドライビングパネル	DP-60S/100型	コマニー	新館 2F	ネチャーホール	29枚				
19 水質維持	飲料水、給湯水残留塩素測定			監視センター	52回				

大阪市立自然史博物館 保守点検業務 年間予定表 (参考)

業務名称	年回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	製作メーカー	備考
1 消防設備点検	2					●						●			
2 (川重製)ガス吸收式冷温水機保守	4	●			●			●				●		川重	
3 (三洋製)ガス吸收式冷温水機保守	6	●				●		●			●	●	●	三洋	
4 空調自動制御機器保守	2			●							●				
5 空気濾過装置保守	1											●			
6 本館空調保守	4	●			●				●		●				
7 新館空調保守	3	●							●		●				
8 空冷チラー・エアコン保守	4	●					●			●			●	空冷チラーはダイキン	プレハブ冷凍庫・冷蔵庫含む
9 電気工作物保安管理	1								●						
10 (非常用発電機 実負荷試験)	1								●						
11 自動扉設備保守	4			●			●			●			●	ナブコドア	
12 非常用発電機保守	2					●						●		明電舎	
13 中央監視盤装置保守	1									●				パナソニック	
14 シャッター設備保守	1											●		東洋シャッター	
15 直流電源装置保守(エナジーウィズ)	1											●		エナジーウィズ	
16 直流電源装置保守(新神戸)	1											●		新神戸	
17 防排煙設備保守	4			●			●			●			●		
18 ドライビングパネル保守	1											●		コマニー	
19 電気時計設備保守	1											●			
20 真空式ヒーター保守	1		●											昭和鉄工、ヒラカワガイダム	
21 空気環境測定業務	6	●			●		●		●		●		●		
22 貯水槽清掃	1						●								
23 水質検査	2						●					●			
24 煙濃度測定業務	2					●						●			
25 害虫防除業務	2			●				●							
26 汚水槽・雑排水槽清掃業務	2					●						●			
27 電話交換設備保守	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
28 建築基準法第12条に基づく検査(建築設備)	1							●							
29 建築基準法第12条に基づく検査(防火設備)	1							●							
30 建築基準法第12条に基づく調査(建築物)	1回/3年							○						次回2025年度	
31 ホイスト式クレーン定期自主検査	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	三菱電機	9月頃に年次検査
32 エレベーター保守(フルメンテナンス)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日本オーチス・エレベータ	別途契約(点検日調整、立会は含む)

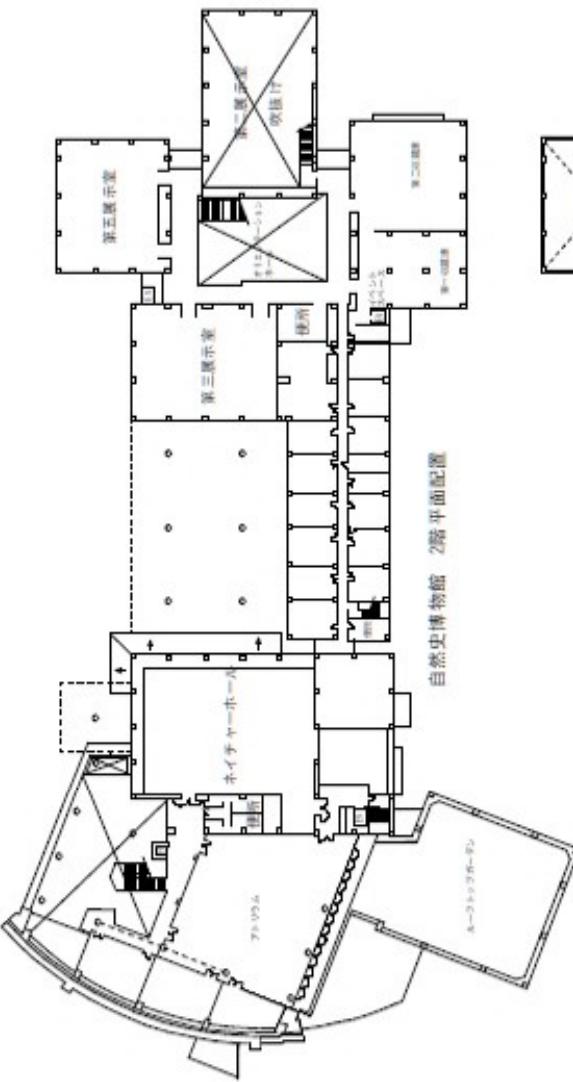


自然史博物館（本館）地階平面配置

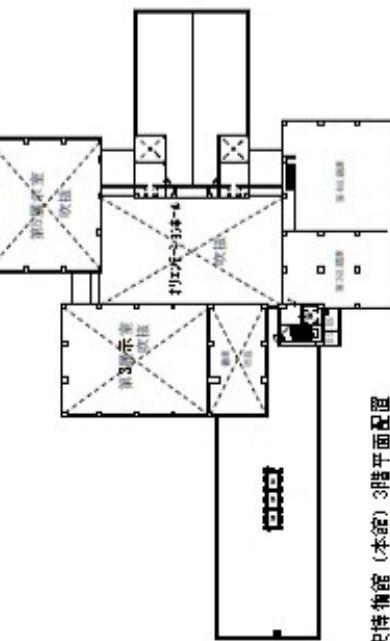


自然史博物館（本館）地階平面配置

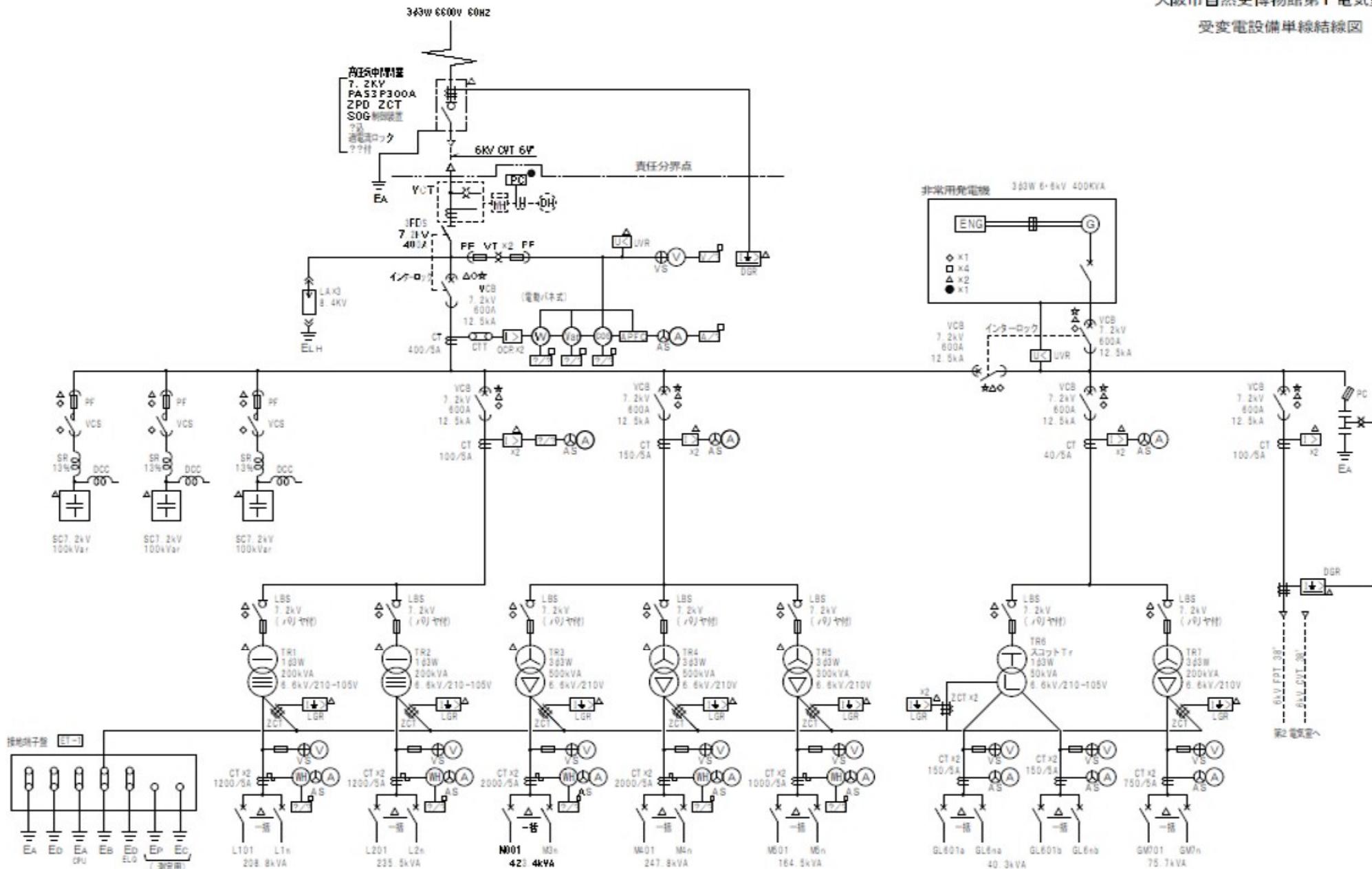
自然史博物館 1階平面配置



自然史博物館 2階平面配置



自然史博物館（本館）3階平面配置



大阪市自然史博物館第2 電気室

受変電設備単線結線図

記号	名前
VT	計器用受圧器
GT	計器用受圧器
DS	断路器（3極単投）
VCB	真空遮断器（低・ナージ型）
OCR	過電流遮断電器
UVR	不対応電圧遮断器
OVR	過電圧遮断器
MM	マルチメーター
F	ヒューズ
LBS	高圧負荷開閉器（ストライカー付）
SRC	高圧コンデンサ用（クアトル（ミールド形））
SC	高圧コンデンサ（注込）
VNC	高圧真空遮断器
TC	トリップコイル
TR	高効率受圧器（モールド音冷式）
J16	J 16 C 4000E 200503JEM1483 2005西機器品
LBS	コニット式過電流リレー
ZCT	電磁受圧器

